

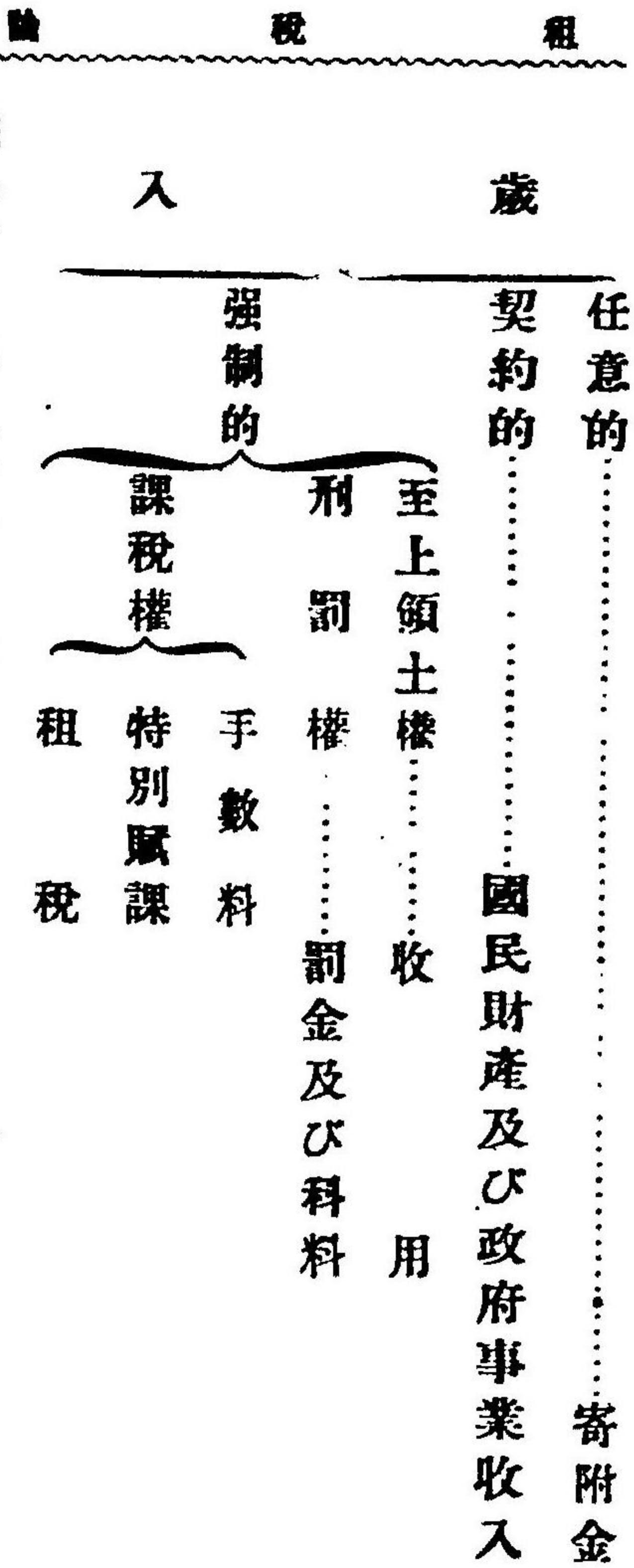
つて其料金を徴收したり。而して今日に於ても尙斯くの如き慣行を持続する所少からず。然れども或る場合に於ては便宜の爲め各家の消費料を假定し、地方税の如くに之を徴收することあり。英國の或る市府に於ては、租税に給水料を附加して、他の地方税と同様に徴收し、埃太利に於ては、家屋の地方税に附加して之を徴收す。其徴收の形式、手續の租税と等しきに關らず、到底これ一箇の代價にして、決して租税にあらず。何となれば、若し製造工業家の如く、特に多量の水を消費する者あらば、其消費量に随つて料金を増加すればなり。之に反して、其料金の大に輕減せられ、或は個人的特殊の利益に關する思想一掃せられ、其消費量に關らず、地方全體に均等に賦課するに至れば、其時こそは手數料とも、更に進んで租税たることすらもあるべきなり。然れども實際に於ては、今日の所大抵は尙代價たるの性質を失はざるなり。斯くて英國に於ては、市府の歳入中、瓦斯及び水道收入なる特殊の項目あり、これ暗に以上の區別を認識せる證據なりとす。紐育に於ては、其道の人々は給水料又は水代と稱すれども、一般には之を水税と稱し、他の租税と混同し居れり。幸にして紐育に於ては、此給水料なるものは別に之を徴收する

こととなり居れども、前にも云へる如く、歐洲の或る都市に於ては便宜の爲め他の租税に附加して、之を徴收することとなり居れり。要するに其徴收の方法並に俗間に於ける稱呼の如何に關らず、二者の區別は理論上最も明白なるものにして、之を混同することを許さざるなり。

第六款 結 論

以上本章に於て吾人が試みたる研究の結果を此處に約言すれば、應に左の如くなるべし。曰く、歳入は大別して任意的、契約的、及び強制的の三種にして、強制的納附金は至上領土權、刑罰權、若くは課税權に由りて徴收せらる。而して課税權は手數料特別賦課及び租税の三種の異なる形式に於て發現せらる。かの所謂代價に關しては、準私的代價は契約的納附金に屬せしむべく、公的代價即ち政府事業に對する料金は之を中間の地位に置きて半強制的納附金と稱するを至當となす。政府若し個人と同様の主義の下に其事業を經營せば、其代價は固より契約的納附金たるべく、之に反して若し政府にして全社會若くは社會の

一部をして均等に之を負担せしむれば、それは強制的納附金たるべく、若し政府にして其中間の主義を採用すれば、即ち何れにも屬せず、兩者の中間に位すべきものなりとす。之が類別を表すれば、應に左の如くなるべし。



然れども吾人が前に述べたる如く、個人の政府に對する經濟的關係に由りて、實際の區別をなす場合には、納附金の類別は個人の利害と公共の利害との比較的關係に由りて決せらるべし。一の場合に於ては個人を以て主要の目的となし、他の場合に於ては社會の公益の爲め個人は其姿を没し、其受くる所の利益は社會

の一員として之を享受するに過ぎず。而して一方の極端には代價あり、これ政府が其經營する特殊の事業に關係するもの、他の極端には即ち租稅あり、これ政府が一切の營業又は個人に對する關係に於て存す。而して手數料は是等兩極端の中央に位す。斯くの如き立脚點より觀察し、且つ其重要ならざるの故を以て收用と罰金を除外せば、即ち代價、手數料、及び租稅の三大階級となるなり。而して手數料の主要の性質は重要なる公共の目的と共に計量すべき特殊の利益の存することにして、其公共の目的を缺如する場合には、一の代價となり、之に反して若し特殊の利益の存在せざる時は一箇の租稅となるなり。

然れども是等の要素は、互に相錯綜して存在し、間色の階級を形成するが故に其間に截然たる區劃を設けんことは頗る困難なるものあり。例へば公的代價の中には代價の分子と手數料の分子とあり。又特別賦課は手數料と共通の多くの點を有す。然れども何れの場合に於ても、其自身の争ふべからざる特色を有することは疑ふべきにあらず。されば吾人は最後に至りて左の如き類別を試みんと欲す。

- 一) 個人の特殊の利益を主要の目的とす。
公共の目的は附隨的の條件に過ぎず。
これ即ち準私的代價なりとす。
- (二) 特殊の利益を主要の目的とすれども前者に比すれば輕少なり
之に反して公共の目的は前よりも重要な度を増加す。
これ即ち公的代價なりとす。
- (三) 計量し得べき特殊の利益を目的とす。
公共の目的更に一層重要な度を増加す。
これ即ち手数料なりとす。
- (四) 尙特殊の利益の存在を見る。
然れども公共の利益を主要の目的とす。
これ即ち特殊賦課なりとす。
- (五) 特殊の利益は附隨的の現象に過ぎず。
其目的全く公共の利益にあり、納税力の多少に随つて課税す。

これ即ち租税なりとす。

次に吾人は如上の類別に定義を與へて、以て此章を終らんと欲す。
準私的代價とは政府が私人と同様の主義方法の下に經營したる事業の爲めに
個人が任意的に支拂へる料金なりとす。
公的代價とは政府が主として個人の利益を目的とするも、同時に公共の利益を
も考量して經營せる事業の爲め個人より納附せる料金なりとす。
手数料とは政府が公共の利益を目的とするも、同時に個人に計量し得べき特殊
の利益を與へ得べき或る手数をなすに當り、其費用を支辨せんが爲めに個人を
して支拂はしむる料金なりとす。
特殊賦課とは政府が公共の利益の爲め或る財産に特殊の改良を加へたる場合
に、其費用を支辨せんが爲めに、一度限り徴收するものにして、其賦課額は財産所
有者が受けたる特殊の利益に比例すべきものなりとす。
租税とは特殊の利益に關係なく、社會の公益の爲めに要する費用を支辨せんが
爲め、政府が國民より徴收する強制的納附金なりとす。

第拾章 近代に於ける税制の改革

租

近代に於ける産業上の變動は多方面に變化を起せしが其最も重大の影響を受けたるものは國家の財政組織なるべし。而して各國民は此新組織を形成するに當りて、二箇の根本的問題に遭逢せり。其第一は社會の各階級に租税の負擔を分配するに當りて一層正義公平ならしめんこと、第二は政府の種々の異なる階級間に正當に其負擔を賦課せんこと是なり。

第二の問題は國家に取りては聯邦に於ける程重大の關係を有せずと雖政治の組織に對する産業上の要求の爲め、又對等的の政治機關と從屬的政治機關との關係の愈々複雑となれるが爲め、到る所に於て議者の注意を喚起しつゝあり。曾て地方費の今日の如く重大の額に達せず、又地理上に於ける産業關係の甚だ簡單なりし時代に於ては、異なる行政區域間に適當に歳入を分賦すると云ふが如きことは決して重大の問題として見做されざりしなり。

此問題も固より重要ならざるにあらずと雖、産業上に於ける民主的傾向は第一

近代に於ける租税の改革

問題の解釋を一層重要なものとならしめたり。過去の時代より今日に遺傳し來れる歳入の方法は二箇の點に於て缺點を有す。是等の組織の或るものは其時代に於ては最も正當なりしものならん。されどそれは經濟情態の極めて幼稚なりし社會の產物に係る。否幼稚なりしや否やは儲て置き、兎に角今日の産業社會とは根本的にその性質を異にせる社會に產出せられしなり。政治の情態隨つて財政の情態は大に社會的經濟的關係に由りて影響せらる。されば舊時の歳入組織が今日の社會に不適合のものとなり、曾て最も正當公平なりとせられたるものが、今日實際に於て最も不公平のものとなれるが如きは固より免るべからざる結果なりとす。されば今日の文明社會の到る所に於て、民主的社會に適用すべき新財政組織の要求を耳にするは、これ今日まで殘骸を保有せる中世紀時代の舊組織に對する反抗の聲なりと謂ふべし。

以上の外更に他の方面に於て、今日までの財政組織に大なる缺陷あり。權勢を掌握せる階級の者等が、其財政組織を自己等に便宜のものとなし、以て其地位を永續せしめんことを謀りし、は不幸にして實際の事實なり。斯くの如き場合に於て

は初より其組織の公平を缺き居りしこと論を俟たず。其組織は初より道理の基礎の上に置かれず、權力に由りて打立てられしにてありき。然れども産業社會に於ける民主的傾向の漸く進歩するに隨ひ、斯くの如き舊時の惡法を持続せんことは甚だ困難ならずんばならず。輿論は擧つて之が改廢を希望して止まざればなり。而して一般社會の要望する公平を實現せんと欲せば、舊法を廢棄すると同時に、新主義に基ける新組織を樹立せざるべからざるなり。

斯くの如く税制の改革は、今や文明世界の輿論なり。或る國に於ては舊制度が今日の經濟情態に適合せざるが故に之を要求し、或る國に於ては今日まで不公平の待遇に呻吟せし階級に由り公平を要求せらる。二者何れも近代に於ける産業上の變動並に民主主義發達の結果なりとす。

吾人は此章に於て近年英國、和蘭、普魯西、ニュー・ジールランド等に起りたる税制上の變動に就いて觀察せんと欲す。其多くは最近十數箇月間の出來事にして、國民が財政上に於て正義の主義を實現せんと欲する希望の發現に外ならざるなり。

第一款 英國

政治學の他の部分に於けると等しく此點に於ても亦英國を其首位に置かざるべからず。元來英國人は政治の理論に於ては必ずしも他國民に勝る資質を有するにあらざれども、其政治上の理想を實行するの點に於ては常に諸國民の先驅をなしつつあり。財政の點に於ても亦實に此例に洩れざるなり。世界の重なる國民中に於て第一に消費税を輕減して所得税を創設したるは英國なりとす。現今世界の財政學者は盛に下等及び中等階級の負擔を輕減すべきことを論議しつつあり。而も未だ之を實行するに至らざるに關らず、英國は夙に率先して之を實行せり。財政政策上に於て近時英國が斷行したる三大改革は相續税の擴張、累進税の主義を採用したること、生活の最低限度を高めたること、是なり。以下序を逐うて之を論せん。

相續税の主義は決して英國に於て新奇なるものにあらず。今日まで實際應用の點に於ては頗る不満足たるを免れざりき。かの普通に死税と呼ばれたる

ものは、最近の改正までは實に下の如き諸種の要素より成立したり。(一)遺言檢證税、即ち遺言により或は遺言に由らずして受授せらるる不動産に對する三分の課税、(二)受領税、即ち動産の贈與に對する同一の課税、(三)傍系相續税、即ち傍系相續に由り動産を繼承する場合の課税にして、血族關係の遠近に由りて差あり、(四)相續税、即ち一八八八年の改正に係り不動産、永借動産、及び地上權の相續に對する課税にして、傍系相續の場合には直系相續の場合よりも其税率高し、(五)追加税、即ち壹萬磅以上の動産不動産に對する追加税等是なり、以上五種の税目は之を二箇の階級に類別することを得べし。第一は即ち其分配の方法又は之を受領する人の如何に關らず、其財産の全部に課税するものにして、遺言檢證税によりて代表せらる。第二は即ち財産全部に對する課税にあらず、傍系又は血族以外のものと受領したる各分前に對する課税にして、傍系相續税及び相續税にありて代表せらる。斯くの如く五種の相異なる課税相合して始めて一の全體を形成しつゝあり。以上の中殊に注意すべきことは、その動産の間に區別を設け、動産に對しては、其税率を重くしたるのみならず、其手續をも一層面倒ならしめたることなりと。

す。然るに一八九四年の法令は既往に存在せし諸種の課税の代りに一の新相續税を制定し、以て在來の不公平を改正せんことを期せり。此新相續税の主とする所は人の死去に由りて他に移動する凡ての動産、不動産の價額に課税すること是なり。斯くて廢止せられたる遺言檢證税、受領税、及び一八八九年の追加税にして、直系相續税及び一八八八年の追加相續税は新税法中に同化せられ、舊法にして依然存續するものは傍系相續税、及び或る場合に於ては相續税なりとす。尙此事に就ては是より説述する所あるべし。舊法に於ては動産は其現在價格に對して課税せられたれども、不動産は定めなき年々の収入に對して課税せられたり。されば投機的の目的を以て所有せる土地の如き年々の収入なきものは課税を脱するの結果を生ぜり。然るに新法に於ては動産、不動産の別なく、凡て其現在價格によりて課税することとなしたるを以て、斯くの如き不都合を免るゝことを得たり。又舊法に於ては動産の課税は一時に納附するを要せしも、不動産の課税は月賦若くは年賦にて納附するを許せしが、新法に於ては二者の間に公平を保たしめんが爲め、未拂金額に對して利子

を徴收することとなせり。又舊法にては財産相続者の死去したる場合には、年賦の殘金は免除せらるゝ規定なりしが、新法は全く財産に對する課税とし、斯くの如き免除を取除けり。最後に新法は贈遺者の死去の十二箇月以前までになされたる一切の動産不動産の贈遺に適用することとなせり。

此新相続税の外別に所謂永借財産税なる一箇の相続税の存するは一見頗る重複の感なきにあらざれども、其理由の甚だ明白なるものありて存す。他なし英國に於ては永借の方法によりて財産を處理すること普通の慣例たり。故に受惠者は自ら其財産を賣拂ひ若くは讓與すること能はず、唯生涯の間若くは或る時期の間之を使用し、若くは之より生ずる利益を享受するに止まる場合少からず。されば受惠者にして其財産の全價格に對して課税せらるゝ甚だ不當たるを免れず。殊にその永借物の一度以上他に轉讓する場合に於て然りとす。故に新法に於ては財産の價格に對して一度課税したる上は、同一の永借物に對して再び課税することなかるべきを規定せり。是に於てか一方には此特惠を考量の中に置き、又一方には税額の減少を緩和せんが爲め、永借財産に其價格の一分に相當する

課税を追加することとなしたるなり。而も夫妻の間には之を免除し且つ其借款の繼續する間唯一度より追加税を課せらるゝことなかるべきこととなせり。

尙一の注意を拂ふべきことは重複税に關する問題なりとす。法案の原稿に於ては其何處に存在するに論なく、英國に居住するものゝ所有に係る財産には課税することとなせしかども、斯くては外國政府に於て其境域内に存在する財産に對して、相続税を課する場合に重複税となるが故に、英國に於て拂ふべき税額中より外國に於て支拂ひたる税額を差引くこととなせり。又中央及び地方の政府並に大學に贈遺せられたる財産、及び貳拾五磅以下の年金等には之を適用せざることとなしたり。

新相続税法中、最も重要な點は其累進税の主義を採用したることなりとす。舊來の法律に於ても、少額の財産に對しては課税を免除するの條項を存せしかども、固より累進税の要素を認むる能はざりしが、新法に於ては最低は一分より始まり、十二段の階級を経て、最高八分に達し、百磅以下の財産には全く課税せざることとなせり。百磅より五百磅までの財産は一分の税率なれども、便宜の爲め參百磅

までは三拾志三百磅以上五百磅までは五拾志の定額を拂はしむることとなし居れるが、兩階級の最低部分に對しては實際一分以上の税率に相當するなり。五百磅以上漸次累進して、百萬磅に至りて止む。以上の外、尙傍系相続の場合に其血縁の遠近に隨つて不動産及び動産に課税するの法律ありて並存することは前既に之を述べたり。此傍系相続税なるものは要するに相続税の附加税にして千磅以下の財産にありては、唯相続税を拂ふのみにて足れりとす。是に於てか相続税の税率は實際に於て一分より一割八分に達することとなるなり。税率の割合左の如し。

| | |
|------------|---------|
| 百磅以上五百磅 | 財産の百分の一 |
| 五百磅以上千磅 | 百分の二 |
| 千磅以上壹萬磅 | 百分の三 |
| 壹萬磅以上貳萬五千磅 | 百分の四 |
| 貳萬五千磅以上五萬磅 | 百分の四半 |
| 五萬磅以上七萬五千磅 | 百分の五 |

これ實に他の諸國に於て見るべからざる最も顯著なる社會政策上の出來事なりとす。遠き傍系者によりて大なる財産の相続せらるゝ場合には、實に其五分の一を國家に徴收するものにして、吾人は坐ろにペンザムの沒收論に想到せざる能はず。而して之を我米國に於ける相続税の些末なるに比較して、殊に英國立法者の大膽なるに驚嘆せずんばあらざるなり。勿論英國に於ても相続税に累進主義を適用するに就ては激烈なる反對論あり。保守家の常套なる社會主義呼はりは盛に叫ばれたれども、効を奏せざりき。蓋し時の大藏尙書は累進主義を以て財政學上動かすべからざる確説なりと信じたるなり。彼は其主義に於ては所得税

| | |
|-------------|-------|
| 七萬五千磅以上拾萬磅 | 百分の五半 |
| 拾萬磅以上拾五萬磅 | 百分の六 |
| 拾五萬磅より貳拾五萬磅 | 百分の六半 |
| 貳拾五萬磅より五拾萬磅 | 百分の七 |
| 五拾萬磅より百萬磅まで | 百分の七半 |
| 百萬磅以上 | 百分の八 |

にも之を適用して差支なきを信すれども、行政上の理由に由り、今は之が實行を敢てせざる旨を語り、要するに英國の政治上に累進主義の採用せられたるは、これ財政史上に一新紀元を開きたるものなりと謂ふことを得るなり。

納税力に随つて負擔を増減するの主義は更に他の方向に於て發揮せられつゝあり、相續税に於ては其財産額を増加するに随つて税率を増加することとなせらるが、所得税に就ては此方法を採用するの困難を感せしが故に、少額の所得に對しては税率を漸減するの法を以て、略同一の目的を達することとなせり。幾度かの改正を経たる後今日に於ては百六十磅以下の所得は全く課税を免せられ、百六十磅以上、四百磅までの所得は其中より百六十磅を減じたる殘額に課税し、四百磅以上、五百磅までの所得は其中より百磅を減却するを許せり。財政學上の語を以て云へば、相續税には累進主義を適用すると同時に、所得税に對しては漸減の主義を採用せるなり。而して兩者共に納税力に随つて税率に等差を設くるの主義に外ならざるなり。

更に今一つの注意に値するものあり。そは地主等が其不動産は地方税として既

に過分の負擔に任ずると云ふの故を以て「死税」を公平ならしむることに反對したること。是なり。此主張に對しては二箇の反對論あり。第一は即ち地方税の地主に偏重なりと云ふ事實の容易に許容すべからざること。是なり。租税は使用者に課せらるゝが故に、その地主に轉嫁するは其一部分に過ぎざるのみならず、地主は米國に於ては特別賦課と稱するものゝ多くを免れ居れりと云ふにあり。第二は即ち各種の租税皆他に關係なく別々に整頓せられたる方公平の組織を得るに庶幾しと云ふの議論是なり。然れども政府は地主等の叫びに耳を傾け、其所得税の負擔を軽減するの法を講ずるに至れり。所得税表中のAに於て課税せらるる不動産の總収入に於てし純収入に於てせられざるが故に、覆修費を減却すること能はずとは久しく聞く所の不平なりき。新法律は農圃に關しては八分の一を他の建築物の場合には六分の一を減額することとせり。これ地主に對する實際の讓歩なりと共に、租税の理論上に於ける一大進歩なりとす。

最後に注意すべきは其中央政府と地方政府の歲入の關係上に及ぼす影響なりとす。地方税の制度に關しては久しき以前より當局者は不満足を感じつゝあり、

時日を経るに随つて漸く其しきものあり。一八八〇年代に至り、中央政府より地方政府に補助金を與ふるを以て、其困難を救はんことを企てたることありしが、一八八八年ゴッセン氏は遺言檢證稅の一部分を中央政府より地方政府に割與することなせり。新相續稅法に於ては、財産の純價格より一割一分五厘を減却したる額に課稅することとし、之に對して地方政府をして課稅せしむることとし、以て實際に於てゴッセン氏の方法を持續する事となせり。然れどもサーウィリアム・ハーコートは國稅と地方稅との間に横はる全問題を解釋することをなさず、一箇の懸案として世上の討議を要求せり。これ實に英國稅制中今尙解決を経ざる唯一の重要問題にして、而も到底長く此儘に放擲すべからざる問題なりとす。

新法の財政上に與ふる影響に就て一言を禁すべからざるものあり。舊法の下に於て所得稅の收入は千五百萬磅の豫算なりしが、稅率の増加は如上の改正によりて相殺せらるるを以て、實際に於て其しき増減なきものと思はる。一方に於て相續稅の收入は舊法の下に於て千萬磅なりしが、新法の下に於ては千三百五十萬磅に増加すべく豫算せらるれども、其中二百五十萬磅は地方政府の爲めに引

去らるゝが故に、中央政府に取りて實際の増收は百萬磅に過ぎざるなり。されば改正法の主意は國庫の増收を謀るにあらずして、全く國民の負擔を公平ならしめんとするにあるを知るべきなり。

要するにこれ實に英國財政上の一新回轉期にして、世上の之に對する感情亦極めて良好なるものあり。稅制上に存する不都合を取除き、漸乎として累進主義を採用し、所得稅中に存する不公平を去り、且つ大に免除の範圍を擴張したる等、一として財政上に於ける一大改革たらざるはなし。サーウィリアム・ハーコートの名はビール及びグラッドストーンの名と共に英國財政上に赫々の光輝を發揚すべきなり。

第二款 ニュー・ジールランド

一方英國に於て財政上以上の如き改革の行はるゝと同時に、世界の他の一端に於て亦同様の變動の行はるゝは奇と云ふべきなり。ニュー・ジールランドも亦他の新社會に於ける例に洩れず、最初の重なる收入は總財產稅なりしが、其漸く近代の

經濟社會に不適當なるを發見せるに、迨び、諸方面に於て改革を誘起するに至れり。近時に於ける財政上重要な改革三箇あり。第一、所得税法の制定、第二、累進税の採用、第三、地租より土地改良の結果を減却すること是なり。

新運動の第一着手は一八九一年の地租及び所得税法案にして、之に依りて舊來の財産税を廢棄したり。所得税と地租とは固より二箇の異なる税法なれども、或る部分に於ては互に相關聯し、二者相俟つて始めて一箇完全の税法となるなり。蓋し所得税の形成には三箇の異なる方法あり。即ち一は一切の收入を總括して、之に課税せんとするものにして、所謂一般所得税なり。二は所得の種類に隨つて、土地所得税、營業所得税、職業所得税と云ふが如く、各特別の税法を制定し、三は何れの所に於ても土地の收入は歳入の大部分を占むるが故に、税制を二種に大別し、其一は土地の收入に課税することとし、其二は他一切の所得に課税せんとするものなりとす。土地賣買の盛に行はると現代に於ては、土地の賣價は其收入に比例するが故に、其賣買價格に課税するも、收入に課税するも、實際に於て大なる相違なきなり。ニュー・ジブラントに於ては瑞西の或州の例に倣ひ、此第三の方法を採用

することとせり。即ち土地に對しては其賣買價格に課税すると同時に、他の所得に對しては所謂所得税を適用せんとするなり。

所得税は法人即ち會社と個人とに課す。法人に對しては其純收入に課税し、有價證券の所有者は課税を免除せらるゝものとす。普通の場合に於ては抵當物より生ずる利益は收入の中に加算せられず。これ土地より生ずる利益として取扱はるゝが故に、地租の中に包含せらるゝが故なりとす。

個人に對しては營業、勤務、及び其他の理由より生ずる一切の收入に課税す。即ち事業の利益、一切の雇賃、俸給、年金、恩給、其他凡ての所得を包含するなり。而も重複税を避けんが爲め、其收益の土地に關係ある場合には其土地の課税の五分を所得より引去ることを許せり。凡ての會社、地方政府等は勿論人を雇備するものは其使用人の俸給額を申告するの義務を有す。三百磅以下の所得は課税を免せられ、税率は略、財政上の必要に隨つて定めらる。一八九三年に於ては一磅に付き一志即ち五分なりき。個人の場合に於ては三百磅以上千磅までは二分五厘とし、千磅以上に至りて全税率を課するの定めにして、法人の場合に於ては一般に五分

を課するものとす。

税制の他の一半は即ち地税なり。就中最も重要な點を抵當に關する規定となす。地主は土地の價格より抵當の價格を引去れるものを課税せられ、抵當の預り主は其抵當の價格に對して課税せらるゝなり。五百磅以下の土地は免税せられ、隨つて同様の抵當も亦免税せらる。而して抵當は其實際の價格に課税せらるゝものとす。これ抵當の價格が負債の價格と相同じからざる場合に必要の規定たるなり。之が爲めに政府は土地の全價格に課税することを得、抵當主は重複税を免れ、抵當の預り主は當然の負擔に任することとなるなり。該法律は敢てその最後の負擔の何人に歸すべきかを考量の中に置かざれども、要するに科學的の性質を失はざるなり。前に云へる如く、此法律は銀行及び貸金會社を除く外個人と會社との區別なく一般に適用せらるゝものとす。

該法律中の最も興味ある部分は土地の改良に關する點にして、改良とは家屋其他の建築、塙壁、植樹、排水、伐木、荆薈の刈除等、凡て其利益の土地の評價の時に現存せる改良事業を稱すとの定義を下せり。舊法にては斯かる改良事業は三千磅ま

で免税せらるゝ規定なりしが、一八九三年の改正に由り、斯かる制限を撤去し、一切の改良價格を免除し、唯土地の價格にのみ課税することとなせり。

新法中に於ける最も重大の點は其累進主義を採用したる事なりとす。濠洲植民地に於ても、漸く土地兼併の傾向あるを見、或る植民地に於ては英本國に於て採用せられたると同一の累進的相續税に由りて、之を阻止せんと試みたり。然れども、ニュー・ジラランドに於ては、今日まで巨額の財産は主として土地の處分に由りて作られたるを知るを以て、死者の財産に課税する代りに生存せる地主に累進税を課するの寧ろ適當なるを發見せり。是に於てか、一八九一年在來の地税に附加して累進税を課することとなせり。即ち在來の地税は一磅に付き一片なりしが、追加累進税は一片の十分の八より起り、最高一片と八分の六に達せり。更に一八九三年に至り、一切の改良價格を免除するより生ずる歳入の減少を填補せんが爲めにその累進率を増加することとなせり。されば現今にては追加税は一磅に付き一片の八分の一より二片に達し、最大の土地は總體に於て一磅毎に三片の地租を負擔することとなれり。而して累進税の場合には抵當を土地の代價よ

り引去らざるが故に、其負擔は實際に於て示す所よりも更に大なるものありて存す。之と同時に抵當物自身は累進税を課せらるゝことなきなり。直接財産税に累進主義を採用したるは英國語國民間に於て之を以て嚆矢となす。英國と其植民地は常に累進的相續税を採用したる點に於て、他國民の先驅をなせるのみならず、累進的財産税に於て亦然りとなす。

人或は地租に斯くの如き累進税を適用するは、私人の財産を沒收するの結果に陥ることなきかを虞るゝものあり。斯くの如き危懼を除かんが爲めに、ニュー・ジールランドの立法者は最も巧妙なる條項を設けたり。吾人は坐ろに希臘の古法制を想起するを禁する能はず。其條項とは他なく、若し何人にも其土地が過當に評價せられたりと思惟する時は、彼は彼自身の評價に於て其土地を買收せんことを政府に要求することを得べし。即ち彼は政府の評價に隨つて納税するか、若くは彼自身の評價に隨つて政府に買收を通るか、二者其一を擇ぶことを得るなり。之と同時に一方に於ては土地の所有者が政府の評價に同意せざる時は政府は其評價に一割を加へたる價格を以て之を買收することを得るなり。以上

の條項は實際に於て大なる奏効を告げつゝあり。其最も著しき例は、所謂チェビオット農場の場合にして、地積八萬四千エーカーあり、一八九二年に於て所有主は之を貳拾六萬貳百貳拾磅と申告したる對し、政府は之を參拾萬四千八百貳拾六磅に評價せり。而して政府は其評價を低減することを肯んせざりしかば、所有主は政府に向つて之が買上げを要求したり。是に於て一八九三年政府は之を買上げ、小分して之を處分しつゝあり。當局者は之に由りて國庫に有利なる收入を得るの確實なることを斷言しつゝあり。

次に一言すべきは土地の改良より生ずる價格に課税せざること。是なり。此頃の米國新聞紙は、ニュー・ジールランドに於て單稅主義を採用したりと云ふの記事を以て満たされ、ヘンリー・ジョージ一流の人々は其主張の實地に行はるゝを聞きて、歡喜に堪へざるものゝ如し。然れども具に其法律の條文と、之に關する政府の報告書とを研究すれば、彼等の歡喜の理由なきを發見すべきなり。

ヘンリー・ジョージ氏の意見がニュー・ジールランドの新稅法の制定に多少の影響を與へたることは疑ふべからざる事實なれども、法律の條文は氏の特殊の意見に關

係なしに之を説明し得ることを忘るべからず。新進にして事物の變轉甚しき社會に於ては萬事靜定せる舊社會に見るべからざる特殊の法案の採用せらるること固より異とすべきにあらず。之を亞米利加の例に徴するも、一定の時期の間或る新事業の課税を免除し、植林若くは其他土地の改良に關する事業に對して免税すること珍らしきことにあらず。而して其社會の進歩に貢獻する結果も一般の認識する所なりとす。以上の如き場合に於て、新事業の工場主若くは植林其他土地の改良に従事するものが納税の義務なしと思惟せば、これ大なる誤りなりと云はざるべからず。之を免税に附するは唯社會全體として新事業の發達と、土地の改良進歩を希望するが故に、永遠の利益の爲めに、暫らく社會全體に於て其負擔に任せんとするのみ。ニュージールランドの政府が企圖する所亦斯くの如きのみ。即ち大地主をして速に其土地を開墾發達せしめ、以て國富を増加せんとするにあるなり。最近の政府報告書に依れば、田舎地方に於ては未開地の價格改良を加へたる土地の價格より高く、之に反して市街地に於ては改良を加へたる土地の價格高し。試に一七九三年に於ける結果を見れば左の如し。

實際價格

改良價格

原價格

| | | | |
|----|-------------|-------------|-------------|
| 郡部 | 八五、八一八、一六七磅 | 二七、九二二、七三五磅 | 五七、八八〇、二三三磅 |
| 市街 | 三六、四〇六、八六二磅 | 一八、四四二、五六二磅 | 一七、九〇七、六六二磅 |

即ち市街に於ては改良價格は土地の原價格より多く、郡部に於ては土地の原價格は改良價格の二倍よりも多きを知るべし。

故にジ、ー氏の云ふ所の小農等が市街に於ける土地所有者の負擔に由りて利益を受くとの事實は、世界の他の部分に於けると等しく、ニュージールランドに於ても否定せざるを得ず。前掲の數字に由りて之を見れば、法律の目的は田舎の大地主に課税するを以て主とし、市街附近の土地所有者を制限せんとするの目的にあらずるを知るべし。小農夫と市街の土地所有者に關しては、該法律は明かに前者の不利たるなり。何となれば改良價格の免除せらるゝ結果として、市街の人々は租税の半ばを免せらるれども、農夫等の免せらるゝは其三分の一に足らず、即ち比較的農夫の負擔を増加することとなるなり。されば若し實際に於て小農夫等が土地を所有する者とせば、斯くの如き法律は存在し得べきにあらず。斯く

の如き法律の裁可せらるゝは、これ小農夫等が土地を所有せざる證據なりとす。蓋し改良價格を免除することは土地累進税の附加物にして、改良價格の幾分にも免除せらるゝ時は、其租税は累進主義を應用せられ、其免除の全部なる時は累進の率も亦増進するなり。

ニュー・ジールランドの新税法を以て、單税主義を採用したるものなりと云ふことは、土地以外の收入に對する所得税の存するを見れば、其事實にあらざることを辯を俟たずして明かなり。一八九四年度に於ける歳入四百貳拾五萬磅の中、土地よりの收入は貳拾八萬五千磅に過ぎず、大部分は間接税の收入なりとす。換言すれば地租即ちジョージ氏の所謂單税は植民地歳入の六分五厘に過ぎず、地方税に至つては主として總財産税より成立するが故に、其比較は更に小なるべきことを疑を容れず。要するにニュー・ジールランドに於ける新税法の主意は大富豪をして從來よりも多くの負擔に任せしめ、從來全く課税を免れ居たる階級をして相當の負擔をなさしめんとするに外ならず。即ち各自の納税力に随つて公平に納税せしめんとするにあるなり。かのニュー・ジールランドの繁榮を以て單税制度の採用に歸せ

んとするが如き無稽の甚しきものと云はざるべからざるなり。

第三款 和 蘭

吾人は英國及びニュー・ジールランドの税制改革を研究するに當り、其動機の主として平民主義の勝利にあるを見たりしが、以下研究せんとする諸國に於ける税制の改革は主として科學的研究の結果なりとす。殊に和蘭に於て然るを見るなり。蓋し和蘭の税制改革は同國の有力なる經濟學者ピアソン氏の力に歸せざるを得ず。ピアソン氏は經濟財政に關する著述家にして、曾つて大學教授たりしことあり、又久しく和蘭銀行の總裁たりしことあり、常に經濟財政に關する問題に留意するを怠らざりしが、其一八九一年に至り、大藏大臣に任せらるゝや、直ちに同國の税制を改革して、近代の科學的基礎の上に置かんことに努力せり。乃ち其翌一八九二年の豫算案を編制するに當り、從來の税制の比較的貧民に重く、富者に輕きを改め、各其納税力に随つて公平に負擔を頌たんことを試みたり。

和蘭の歳入は從來主として間接税より成立したり。尤も輸入税は頗る輕微なれ

ども内地消費税及び收入税の附加せらるゝありて、相當の重負擔となり居たり。直接税は佛蘭西其他に於けるが如く、地租、營業稅、並に家賃に由りて計算されたる個人税等より成立せり。然るに營業稅は極めて粗笨なる外部の標準に據りたるを以て、時を経るに隨つて頗る不公平のものとなり、個人税も亦大家屋も小家屋も同一比例にて計算せしが爲め、下級社會に取りて非常の重擔となりしのみならず、一方に於ては全く負擔を脱するものを生じたり。ピアソン氏乃ち之を改革せんが爲めに、左の四箇條の提案を試みたり。

(一) 比較的繁雜なる消費税を全廢若くは輕減すること、(二) 營業稅を擴張して一般所得税となすこと、(三) 累進主義の採用其他の改正に由り、個人税を公平ならしむること、(四) 地方税制を改革して、關稅と相俟つて統一的組織となすこと、是なり。不幸にして以上の中初めの一者を完成したるのみにして、内閣の轉覆に會ひ、其目的を達する能はざりしと雖、尙其同國稅制の上に與へたる影響は頗る大なるものありて存す。

稅制改革の第一着歩は即ち消費稅の輕減なりき。一八九二年石鹼の消費稅を全

廢し、鹽の消費稅百キログラムに付き九フロリンを三フロリンに減じ、土地の賣買讓與の登記料六分二厘五毛を二分一厘五毛に減じ、一年以内に再び登記する時は一分〇九毛なりしを四厘となせり。是に於てか肉類に課する輕微の稅の外、重なる消費稅は酒類と砂糖のみとなれり。此二者は何れの國に於ても、其稅制中に於て主要の部分をお占むるものなりとす。是等の改革が下級社會に與ふる恩惠の如何に大なるかは多言を要せずして明かなりとす。

然れども更に一層重大なるは直接稅の改革なりとす。前に云へる如く、營業稅は種々の點に於て不適合にして且つ不公平のものとなりしが、之を實際の所得に隨つて課稅することとし、且つ之を擴張して他一般の所得に及ぼすこととなじたり。而してピアソン氏は之を二箇の部分に區別するを以て適當なりとし、一は即ち財産より生ずる收入とし、二は即ち他一切の收入を網羅することとなせり。然れども第一の場合に於ては財産よりの收入に課稅するよりは寧ろ財産夫れ自身に課稅するを以て便となせしが故に、即ち一箇の財産稅と稱すべきものなりき。

是に就て直ちに起るべき疑問は何故に別に財産税を設くるの必要ありやと云ふことなるべし、其理由は主として行政上の便宜の爲めなりとす、第一斯くすれば之を地租及び相続税の取扱ひに慣れたる吏員に取扱はしむることを得べし、所得税ならんには當然營業税の取扱ひに慣れたる吏員に取扱はしめざるべからず、第二、地方政府は所得税よりは財産税に其附加税を課するを便とす、第三、これ労働所得よりは財産所得に高率を課するの最便法なるが爲めなりとす、以上の外、今一つの理由は同額の資本にても、其安全の程度の異なるに随つて収入に相違あり、而して下級社會のものは充分に選擇するの餘裕を有せざるが故に、概して高率の有價證券を買ふを常とす、されば資本に課税せずして所得に課税するは、これ富者に軽くして貧者に重課するの結果を生ずるものなりと、斯くの如き議論は薄弱にして取るに足らざるなり。

以上の理由必すしも一々首肯するに足らざれども、國會は之を採用するに決せり、然れども所謂財産税の中にも、所得税の主義は全然廢棄せられざるを見るなり、何となれば不動産の場合に於て、所有者は年々の収入によりて其價格を定む

ることを許さる、即ち収入の二十倍を以て其價格とするなり、又家具、美術品、學術上の器械、保險證書等は課税財産の中に包含せられざるなり。

茲に注意すべき重要な點は、從來の地租の尙財産税の附加として徴收せられしこと是なり、此點に關し地主等は地租の外更に財産税を課するはこれ甚しき重復税なりとて、久しき間抗辯を試みしが、ピアソン氏は地租を課するの結果は其税額は資本化したる額だけ土地の賣價を低減するが故に、新買主は夫れだけ將來の課税價格を減せられたるものと云ふべく、随つて他の財産所有者の等しく課税せらるゝに當り、土地所有者の財産税を免除するは公平にあらずと論せり、之を英國の例に徴するに、亦同じく地租と土地所得税と並存するを見るなり、此點に關するピアソン氏の議論は固より誤謬なり、吾人若し充分の餘白を有せば、其誤謬を指摘するを辭するものにあらずと雖、此章の目的は單に近代に於ける税制改革の要領を略記するにあるを以て、斯くの如き議論に涉ることを得ず、唯ピアソン氏の所論は獨り地租のみに存して、他の税種なき場合に於てのみ正當なりと云ふことを一言して止まんと欲す、而して和蘭の舊税法の下に於ても、

地租の外他に幾多の税目ありしことは云ふを俟たざるなり。鬼もあれピアソン氏の議論は勝利を得て實行せらるることとなれり。然れども之と同時に多くの點に於て地主に讓歩せられたるものあり。即ち地租の税率は七分より六分に減せられ、登記手数料は廢せられ、土地の評価格は實際價格より低減せられ、農業資本は所得税を免除せらるることとなれり。これ皆重複税の弊を避けんとする苦心に外ならずと雖、其果して目的を達せるや否やは寧ろ疑問とせざるべからず。新税制の主要の點は個人の全納税力に課税せんが爲めに所得税と財産税とを並存せしむることにより、所得税の公稱は「營業其他の收入より生ずる所得に對する課税」にして、普通之を營業税と呼び倣せり。其所得と云ふは「商業貿易勞働勤務其他凡ての企業より生ずる純所得にして、其契約的たるを否とを問はず、又現金たるを證券たるを論せず」と定義を下されたり。財産税は唯個人にのみ適用せらるるものなれども、所得税は個人と法人の別なく、同一様に適用せらる。併し會社に於て所得税を負担する場合には株主は課税を免除せらるるものとす。財産税に由りて商業資本に課税せられ、所得税に由りて其所得に課税せられ斯く

て重複税に陥るを避けんが爲めに、瑞西及びマサチューセツツに於て實行せらるること同一の手段を講せり。即ち財産税は收入の四分まで影響を與ふるものと假定し、四分以上の收入に限り所得税を課するの法なり。而して土地に投せられたる資本は四朱の收入を生ずるものと法律に於て假定せらるるを以て、農業資本は凡て課税を免るることとなるなり。

税率の點に關しては和蘭の新税制は明かに等差と累進の主義を認めたるものなりとす。二箇の異なる税法を制定したる主なる理由は、勞働所得よりも財産所得に重率を適用せんが爲めに、甚しく世論の反對を受けざりき。然るに一度累進税の主義を採用せんとするや、輿論の反抗頗る劇しく、斯かる場合に於ける常例として、其議論は二派に分裂したりき。即ち一方には比例主義を固執する保守派ありて、累進税は一種の社會主義沒收主義なりとして之に反對し、他の一方には税制の上に社會政治主義を適用せんとする極端派ありて、累進税に由りて財産の不平均を除去するの目的を達せんと勉めしが、ピアソン氏は二者の何れにも與せず、其中道を探り、飽くまで穩健なる累進税を主張し、是を以て納税力主義

より出づる論理的の結果なりとせり。ピアソン氏は社會主義の徒の如く累進税を以て一箇の主義となさず、たゞ一主義の適用に過ぎずとなせり。其實際の税率は左の如し。

一萬三千フロリン以下の財産は全く課税を免せられ、一萬三千以上一萬四千以下は二フロリン、一萬四千以上一萬五千以下は四フロリンを課税せらる。若し其財産一萬五千フロリン以上二拾萬フロリン以下なる時は一萬フロリン以上の剩餘に對し千ミル毎に一・二五フロリンを課す。故に貳拾萬フロリンの財産は二百三拾七フロリン半を負担する結果となるなり。貳拾萬以上の財産に對しては、千フロリン毎に更に一フロリンを附加せらる。試に之を表示すれば左の如し。

| 財産額 | 税額 | 千フロリンに對する額 | 所得に對する比率 |
|--------|------|------------|----------|
| 一五、〇〇〇 | 六・二五 | 〇・四一 | 一・〇二 |
| 一四、〇〇〇 | 四・〇〇 | 〇・二九 | 〇・七二 |
| 一三、〇〇〇 | 二・〇〇 | 〇・一五 | 〇・三七 |
| 一二、〇〇〇 | 〇・〇〇 | 〇・〇〇 | 〇・〇〇 |

所得税に於ても累進の主義は同一なれども、税率は低下することとなせり。貳拾萬フロリンの財産は八千フロリンの所得に相當するが故に、最初の法案にては

| | | | |
|-----------|---------|------|------|
| 二〇、〇〇〇 | 一二・五〇 | 〇・六二 | 一・五五 |
| 一五、〇〇〇 | 一八・七五 | 〇・七五 | 一・八七 |
| 一〇、〇〇〇 | 五・〇〇 | 一・〇〇 | 二・五〇 |
| 一〇、〇〇〇 | 一一・二五 | 一・二二 | 二・八〇 |
| 一五、〇〇〇 | 一七・五〇 | 一・二七 | 二・九二 |
| 二〇、〇〇〇 | 二三・七五 | 一・一九 | 二・九七 |
| 二二、〇〇〇 | 二五・七五 | 一・二三 | 三・〇七 |
| 二二、〇〇〇 | 二七・七五 | 一・二六 | 三・一五 |
| 二五、〇〇〇 | 三三・七五 | 一・三五 | 三・三七 |
| 五〇、〇〇〇 | 八三・七五 | 一・六七 | 四・一九 |
| 一〇〇、〇〇〇 | 一八三・七五 | 一・八四 | 四・五九 |
| 三〇〇、〇〇〇 | 五八三・七五 | 一・九五 | 四・八六 |
| 五〇〇、〇〇〇 | 九八三・七五 | 一・九七 | 四・九二 |
| 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一九八三・七五 | 一・九八 | 四・九六 |
| 二、〇〇〇、〇〇〇 | 三九八三・七五 | 一・九九 | 四・九八 |

労働収入の八千フロンに達するまでは二分、其以上は三分二厘を課することとなせり。財産税に於ては一は三分一厘五毛、一は五分なるが故に、労働収入の課税は財産収入の夫れに比して八分の三少き割合なりとす。

以上の二法案の通過したる後ピアソン氏は更に進んで個人税並に地方税の制度を改革せんと試みたり。彼は借家賃に對する課税にまでも累進主義を應用せんと意嚮なりしなり。然るに是等の法案の將に討議に附せられんとするに當り、氏は是等の財政策に全く關係なき他の理由の爲めに辭職するの餘儀なきに至り、彼の改革案は遂に實行を見るに至らずして止みぬ。

斯くの如く和蘭の税制改革は不幸半途にして頓挫したりと雖、其事業は尙以てピアソン氏をして財政改革家中の鏘々たるものたらしむるに足れり。適當なる下級社會の負擔は輕減せられ、所得税は統一せられ、且つ公平にせられ、又等差主義と累進主義とを採用することとなれり。其細目に關しては世上兎角の批評なきにあらずと雖、要するに税制上に於ける一大進歩たるを失はざるなり。

第四款 普魯西

上述の如く、英國、和蘭、及びニュージラランド等に於ける改革は主として一般國税に關するものなりしが、幸にして普魯西に於ては一步を進めて他國の夙くより企圖して未だ着手するに及ばざりし問題に手を觸るゝを得たり。地方税制の改革並に其國税との關係を整理するの一事は各國の等しく解決に苦む一大問題にてありき。何となれば中央と地方との間に於ける行政關係の充分明白にせられざる限り、兩者の税制を調和整理せんこと到底希圖するを得ざればなり。獨逸、瑞西、及び米國の如き聯邦組織の間に於て、此問題の甚だ錯綜を極むるは勿論なるが、其他の國に於ても、程度の相違こそあれ、何れも多少の混雜なる關係を有せざるはなきなり。殊に近來何れの國に於ても地方費の益、増如を告ぐるの傾向あるを以て、此問題は單に地方の利益に關係するものとして等閑に附すべからざる重大の性質を帯ぶるに至れり。

普魯西に於ける地方税制の改革を了解せんと欲せば、先づ同國の税制一斑を知

らざるべからず。普魯西に於ては、他の獨逸聯邦並に大陸の他の諸國に於けるが如く、其國税の組織は生産課税の主義の上に立てり。古代の總財產税は久しき以前に廢棄せられ、之に代りて起りたる新税制は即ち生産の要素に課税せんことを主としたりき。即ち其所有財産に對して個人に課税する代りに、所得の本源に對つて課税せんとするにあり。人を主とせずして物を主體とす。故に舊來の對人税に對して新税は對物税の名を得たり。普魯西に於ては之を生産法と稱し、佛蘭西に於ては之を物件税と稱す。名稱は異れども、何れに於ても其土地、建築、營業等の生産に課税するは一なり。尙其税制を完備せしめんが爲めに、以上の外一二の税法を附加することなきにあらず。以上の税制中に缺けたるものは即ち貸金の利子と勞働の生産なり。故に獨逸の或州に於ては、利息税及び貸銀税を課するものもあれども、最も多くの場合に於ては、勞働者は既に相當以上の負擔をなせりと云ふの理由を以て、貸銀税を課せず、又利息税の代りに今少し間接の方法に由りて各自の納税力に訴ふるの方法を採れり。斯く佛蘭西に於ては革命後、間もなく、各人の費す所の經費に準じて課税するの方案を講じ、普魯西に於ては上記の

税制の外其收入に隨つて各人に課税するの一税法を制定しぬ。然れども時日を経過するに隨つて、生産なるものが納税力の標準として甚だ正確を缺くものあるを發見するに至り、漸く收入を以て之に代ふるの傾向を生ずるに至りぬ。普魯西に於ては既に一八二一年に於て幾分か收入を標準とするの方向に進み、其一八五一年及び一八七三年の改正を経て、遂に一八九一年に至り、純然たる一般所得税となりしが、地租、家屋税並に營業税等は尙依然として存在したりき。斯く生産税と所得税と混淆するの非論理的なることは何人も容易に識認する所なりしが、政府は財政上尙未だ生産税を全廢する能はずと云ふ理由の下に之を存続したるなりき。然れども之と同時に營業税は根本的の改正を受け、實際收入に近き標準を採用することとなれり。所得税と營業税の改革に關することは、最も重大の問題なれども、一は他に之に就て記載せるものあると、一は和蘭の税制改革の條下に記述せるものと、其主義を同うするを以て、此處に之を詳述することを避くべし。

税制改革に着手するに當り、普國の立法家は種々の疑問に遭逢したり。第一、生産

主義を棄て、對人主義を採用せんとしたれども、充分の収入を得んが爲めには、所得税に尙他の税目を附加するの必要に迫れり。第二、和蘭及び其他の諸國に於けるが如く、等差主義並に累進主義を採用するの必要を感じ、第三、地方税と國税とは其性質を異にするが故に、二者の税源に關し截然たる區劃を設くるの必要を生じぬ。

請ふ吾人をして進んで如何にして是等の事業が完成せられしかを研究せしめよ。英國の税制改革が主としてハーコートに負ふ所あり、和蘭の改革がピアソン氏に依つて成就せられたるが如く、普魯西の税制改革は其功を時の大蔵大臣ミクエル博士に歸せざるべからず。尤も普國に於ては之が先驅者ありて、荊棘を拓くの勞を取りたりと雖、之を成就したるは博士の功績なりとす。

一八九一年の所得税法の討議に附せらるゝや、何人も之に由りて生産税を廢止し得るだけの収入を國庫に得んことを希望したりき。或種の論者の切りに辯解を試みたるに關らず、所得税と生産税とを並存せしむるは論理上許容すべからざることなりとは一般に認識する所たりしなり。而して所得税に對して累進税

を適用したるにも拘らず、尙充分の収入を得る能はざること明かになりたるを以て、現存の傍系相續税を直系相續の場合にも適用せんことを試みたれども、遂に其目的を達すること能はず。是に於てか依然舊の如く生産税を存續せしむるより他に途なきこととなりけるなり。

然れども爭論は之を以て終局せず、殊に所得税中に存する缺點と相俟つて益、その勢を逞うするのみなりき。所得税に累進主義を適用したりと雖、税率に等差を設けざりしを以て、勞働所得も財産所得と同率の下に課税せらるゝこととなりぬ。是に於てかミクエル氏は財産税に一の附加税を起し、以て同時に二箇の目的を達せんと企圖したり。該財産税も他の凡ての名義上の財産税と等しく、實際に於ては財産の所得より支拂はるゝものなるが故に、財産所得に對して一箇の附加税を起したると同一の結果を呈すべく、即ち勞働所得は一度所得税を拂ふのみにて足り、財産所得は財産税と所得税とを併せ拂ふこととなり、斯くて兩者の間に差等を設くることを得べく、且つ又該附加税は財産所有者に對し、個人税の附加となり、以て政府に取りて生産税を廢止するの便を得んことを期待したる

なりき。
 氏の議論は幸にして議會の容るゝ所となり、一八九三年法律として發布せられ、
 超えて一八九五年四月一日より實行せらるゝこととなりぬ。即ち該法律に據れ
 ば、凡ての財産は一千馬毎に十分の五即ち半馬の附加税を課せらるゝこととな
 りしなり。然れども六千馬以下の財産は凡て免除せられ、又其所得年額の九百馬
 を超えざるものは、其財産額二萬馬まで、婦人及び未丁年労働者にして其所得の
 千二百馬を超えざるもの亦其財産額貳萬馬まで課税を免せらるゝこととなせ
 り。其税率左の如し。

| 租 | 税 | 論 |
|--------------|-----|--------------|
| 六千馬以上八千馬以下 | 三馬 | 六千馬以上八千馬以下 |
| 壹萬馬以上壹萬二千馬以下 | 五馬 | 壹萬馬以上壹萬二千馬以下 |
| 貳萬馬以上貳萬貳千馬以下 | 拾馬 | 貳萬馬以上貳萬貳千馬以下 |
| 四萬馬以上四萬四千馬以下 | 貳拾馬 | 四萬馬以上四萬四千馬以下 |
| 六萬馬以上七萬馬以下 | 參拾馬 | 六萬馬以上七萬馬以下 |

七萬馬以上貳拾萬馬までは壹萬馬毎に五馬を増し、貳拾萬馬以上は貳萬馬毎に拾馬を増加す。

以上よりも更に重大の改革は地方税組織並に地方税と國税との關係に關する
 もの是なり。由來獨逸の地方税制なるものは頗る不完全なるものにて、多くの市
 に於ては日用品に對する間接税を以て主要の財源となし、又或市に於ては主と
 して交通運輸に對する間接税に依頼せり。然れども直税に關しては、土地家屋、營
 業利子、給料等の國税に歩合税を附加する方法を採りたりき。所得税を有する
 州に於ては各市に於て之に歩合税を附加したるが故に、市民の負擔に係る所得
 税は八分乃至一割を超ゆること珍しからざりき。殊に普魯西に於ては一八八五
 年の法律に由り、農産物に對する中央政府課税の幾分は州政府に入らずして、各
 地方に分配せらるゝこととなりしが故に、一層紛雜を加へたりき。
 斯くの如き組織の不完全なるは、何人にも一目瞭然たるべく、普魯西に於ても遂
 に之に堪ゆる能はず、一大英斷を以て根本的の改革を施さんことを試むること
 とはなりぬ。之に關して一八九二年より同三年にかけて論議せられたる事項を
 約言すれば、應に左の如くなるべし。

個人が地方社會に對する關稅は其國家に對する關係とは多少趣を異にする所あり。各都市は或る程度まで商業上の關係の爲めに集團せる一社會なりと云ふことを得べし。故に個人の國家に對する義務は固より實力即ち納稅力主義に隨つて之を遂行すべしと雖、地方團體に對する場合には大に實益主義を加味するを以て最も適當となす。換言すれば地方稅制に於ては米國に於ける特別賦課若くは手数料の主義を或る程度まで採用するの必要ありと云ふにあり。この種の議論は遂に地方財源の主なる一として、不動産稅を要求するに至りぬ。不動産稅は固より一箇の生産稅にして、對人稅にあらず蓋し不動産稅は地方稅としては最も適當たるを失はず。何となれば第一に地方の經費に由りて最も大なる恩惠を受くるものは不動産なるが故に、其所有者は自然に納稅力を増加する次第にして、第二には之に由りて今日まで存在せし課稅の不公平なりと云ふ非難を中央政界より一掃することを得るが爲めなりとす。

一方に於て所得稅は地方稅としては甚だ不適當なるものあり。其商業其他の關係によりて近代に至るに隨ひ、漸く複雑を極むるが爲め、之を地方的ならしむる

こと能はざるに由るなり。又地方稅としての關稅に制限を加ふるの必要あり。何となれば地方に於て消費物に課稅するは殊に下級社會に重荷を擔はしむるの傾向あればなり。然れども不動産所有者及び其他の階級も等しく負擔を分つが故に、不動産稅の外對物稅の形態に於て營業稅を徵收するは、蓋し最も適當の法ならん。是に於てか其結論は當に左の如くならざるべからず。聯邦政府の爲めには所得稅の形態を有する對人稅と附屬的の財産稅を有すべく、地租、家屋稅、營業稅の如き對物稅は地方政府の財源となすべし。斯くして一方には地方間接稅を軽減し、一方には特別賦課と手数料とを増加せば、希くは以て論理的にして而も最も實行し易き一箇の稅制を得るに庶幾からんか。

乃ち以上の如き希望によりて實現したるものは、一八九三年七月十四日を以て裁可せられたる三大法律なりとす。其第一は即ち附屬的財産稅にして既に記述せし所に係る。第二は即ち聯邦の財源として、對物稅即ち地租、家屋稅、營業稅、及び鑛山稅を廢したることにして、前三者は之を地方稅に組入るゝこととなし、第三の法律に於ては地方の稅制を整理したるなりき。

該法律は地方團體が個人に計量し得べき特殊の利益を與へたる場合には、特別賦課及び手数料を徴收することを許容したるのみならず、寧ろ之を指導し、且つ其範圍を限定せり。間接税を課することは敢て禁止せられざりしかども、肉類、穀物、麵麩、馬鈴薯及び其他の日用品に對して新税を課することは、勿論在來の税額を増加することを許されざりき。直接税は不動産及び營業に課することを許され、特別の場合に於ては、聯邦所得税に附加して、地方所得税を徴收することを許されしが、其最高額を限定せられ、又所得税の代りに經費に課税するの法を擇ぶことをも許容せられしが、此場合には貧民に比較的重擔を負はせざる様に注意すべきことを要求せられたり。如何なる場合に於ても地方團體に於て總財産税を課することは許されず、又現在の貸貸税を増加することを許されざりき。營利的企業並に市内獨占業に對して、地方政府が其經費の爲めに課税することに關しては何等の制限をも設けざりしが、唯其課税は會社をして其經費に對する利子を支拂ひ且つ法定積立金をなさしめ得る範圍に於てするを必要としたりき。以上の外各郡の歳入に關する規定をも含有したり。

今該法律の詳細を茲に記述せんことは固よりなし得べき限りにあらずと雖、其理論及び實際上に於ける缺點誤謬を指摘せんことは頗る必要のことなりと云はざるべからず。貸貸税の改良と云はんよりは寧ろ之を廢したること、間接税を依然維持せること、聯邦の爲めに相續税を制定せざりしこと、法人税の主義の充分に發揮せられざること等、皆これ新税法の缺點たることを認めざる能はず。然れども是等の缺點を以て之を其功績即ち地方歳入と聯邦歳入との間に其財源の區別を設けたるの一事に比する時は敢て云ふに足らざるなり。此一事は佛蘭西に於ても、埃太利に於ても、伊太利に於ても、將た亞米利加に於ても、税制改革者の着手するを難しとする所なりき。斯くの如き改革を遂行し、且つ之をして實力課税主義と調和を得しめたるもの、これ實にミクエル博士をして財政改革家中に卓越の地位を有せしむるに足る一大偉績なりとす。一八九五年は實に普魯西に於てのみならず、世界の財政史上に於ける一新時期なりと云ふべし。吾人は以上の觀察を終るに蒞み、茲に更めて如何に之を米國に應用すべきかを違ふるの要なしと信ず。文明世界の經濟情態は到る所に於て接近し近似しつゝ

あり。而して財政の組織は必ず其經濟情態に俟たざるべからず。古歐洲に於ても、濠洲の新世界に於ても、其傾向は蓋し一なり。即ち愈々公平の域に向つて進みつゝあるなり。四箇の互に遠く隔たれる國々が殆ど時を同うし、而も同一主義の下に於て改革を遂行せしことを見るものは、其運動の原因の決して地方的性質を帯ぶるものにあらずして、一般的世界的の意味を有するを覺るべきなり。此世界的の傾向に對して吾人の眼を閉ぢて見ざらんとするは、愚之より甚しきはなきなり。各國の實例に由りて自ら學び、吾人の税制をして近世科學の要求と、經濟情態とに適應せしめんとするは、これ最も賢明の處置なると同時に、亦これ吾人に取りて避くべからざることなりと云はざるべからざるなり。

第拾一章 改良稅

新なる風俗若くは制度の名稱を外國より借用することは珍しきことにあらず。れども、其外國傳來なりと假定せらるゝ制度、殊に異常の名稱を有する制度が全然醇化して其國固有の制度たるに至るが如きことは眞に稀有のことなりと云はざるべからず。而も英國に行はるゝ改良稅の如きは此稀有の例の一に屬す。斯くの如き制度の亞米利加に存することは疑ふべからざることなれども、其名稱に至つては之を聞くこと極めて稀なり。何れの時代に如何にして此名稱が英國に起りたるかは何人も知るものなれども、英國人の十中九までは亞米利加の制度を摸倣したるものなりと信じて疑はざるなり。而して今や英國に於ては既に一箇の確立したる制度と成り了せるものゝ如し。

第一款 其起源

近頃英國の當局者が與へたる定義に隨へば、改良稅とは、地方政府のなしたる行

爲により何人かの所有財産に改良を與へ、其結果として明かに其財産の市價を増したる場合に於て其財産所有者より改良實費の中へ納附するものなりとす。倫敦郡會の報告書に於ては其受けたる利益に隨つて賦課せらるゝ點を主とし「各人が受けたる利益に隨つて賦課せられ、其改良の爲めに公費に由りて増加せしめられたる價格の一部分を徴收するもの」となせり。斯くの如き定義を一見すれば亞米利加人たるものは、其吾人が所謂特別賦課に外ならざるを悟るべきなり。

米國に於ては自明の眞理として何人も疑を挾まざる事件に關し、英國に於ては僅に攻究討論せらるゝことあり。米國に於ては不動産に對する地方税は其所有者に課せらるれども、英國に於ては其現使用者に課せられ、米國に於ては凡ての土地に課税せらるれども、英國に於ては唯生産的或は借地料を生ずる土地のみ課税することとなり居れり。故に米國に於ては土地の所有者が從來納附せる租税に之を附加するのみにて、事甚だ容易なれども、英國に於ては其課税の主義と方法を變せざるべからざることとなるが故に頗る困難なるものあり。即ち

從來土地の現使用者に對して課税したるに、今は乃ち直接に其所有者に賦課せざるべからず、斯くて米國に於ては投資の利益に伴ふ自然のこととして何人も疑を挾まざるに拘らず、英國に於ては私有財産權の侵害なりとして痛く之に反對するものあるなり。

然るに最も不思議なるは、此特別賦課の制度なるものは其起源英國にあること是なり。一六六二年ウエストミンスターに於て市街の一部を取擴ぐるに際し、寄附金によりて其費用を支辨せんことを規定せしが、若し不足を訴ふる場合には、道路改正委員は其沿道の不動産所有者に對し、其受けたる利益に比例して、費用を賦課するの權利を與へられたり。其法文中の一節に曰く、

是等の地區に存在する家屋は、斯くの如き道路の改良の爲めに商業上其他の便利を受くべく、隨つて其借家料の騰貴を來すべし。依つて之が爲めに委員を選定し、委員は道理と良心の示す所に隨ひ、財産の所有者が是等の改良によりて、幾何の利益を受けたるかを判定し、以て彼等に相當の金額を賦課すべし。

其後五年を経て、火災後倫敦市を再興せんが爲めに同様の法律を制定せり。前記

の條文と殆ど異なる所なければ、些細の點に於て異なるは、前に「進歩と革新に由り」とありしを此度は「進歩と改良に由り」となし、又前には不動産の所有者と現使用者とに賦課せしが、此度は所有者及び、其他利益を受けしものと改正せるにあり而して以上の如き條文が空文に屬せず、實際に於て執行せられたることは當時の記録に明かなりとす。

斯くの如く今日英國の人士が其正當なるや否やに就て爾かく熱心に討議しつある問題は既に二百年以前に於て實行せられ、殊に其討論の最も劇しき倫敦市に於て行はれたりしなり。

一六六七年の法律に關して更に一言すべきは、委員等は管に道路を新設改良するの權を有せしのみならず、下水溝渠を開通するに關し、其場所を選定し、其設計をなすことをも委任せられしなり。之に關する條文中に曰く、

其結果を良好ならしめんが爲めに、道路下水溝渠等の新開變更擴張浚渫等に由りて彼等の受くる利益に隨ひ、市内の凡ての家屋に對し相當の租稅を賦課することを得べし。

此處には利益なる語を用ひたるのみならず、不動産所有者の賦課せらるる金額を指して租稅と稱するを見るなり。更に之よりも重要な事實は此制度は英國に於ては何時の間にか消え失せたるに拘らず、此法律は米國に於て始めて特別賦課に關する法律を制定したる際は其模範となりしこと是なり。一六九一年に制定せられたる紐育の法律は一六六七年の該法律を殆ど字句の儘移植したるものにして夫より繼て此制度は合衆國の全部に傳播するに至りしなり。斯くの如く特別賦課即ち改良租なるものは、長く廢絶に歸したるに拘らず、其起原は英國にあるなり。

第二款 改良と租稅

吾人は是より進んで英國に於ける爭論の中心問題に就て研究する所あらんと欲す。所謂改良租なるものは眞の租稅なりや、即ち地方稅の一種なりや。斯くの如き疑問は一箇言語上の爭論に過ぎざるが如く見ゆれども、その實これ最も重大なる根本的問題たらずんばあらず。何となれば若し之を以て一種の租稅なりと

すれば、何故に他の租税と異なる方法手續に由りて之を徴收するか、若し租税にあらずとせば、何の權威に由りて之を徴收するかとの疑問を提出せられざるを得ざればなり。

吾人は此問題を解決せんが爲めには、復び既往の研究に立戻らざるを得ざるこゝとなるが、而も以前よりも一層精細に之を論究するの必要あり。

吾人が前に既に云へるが如く、政府が個人の財産の一部を徴發せんとする時は、主として其有する課税權に由りて之をなすなり。而して此課税權は二箇の異なる主義の下に行はるゝを見る。一は即ち個人の受けたる恩惠利益に由るの主義にして、他は即ち各人の有する實力即ち其納税力に由るの主義なりとす。政府は其配下の個人に對して左の如く云ふことを得べし。曰く、政府は汝の爲め特殊の役務をなし、汝は之が爲めに利益恩惠を受けられたれば、其費用に對して相當の負擔をなすべしと。政府は又左の如く云ふことを得べし。曰く、政府は公共の利益の爲め費用を要するを以て、汝は其實力に隨つて相當の負擔をなすべしと。後者は即ち狭義に於ける租税なり。是に於て直ちに提起せらるべき問題は即ち前者は租税

にあらざるや如何と云ふことは是なり。

蓋し此點に關する困難は特殊の利益と一般の利益とを混同するより生ずるなり。利益恩惠主義即ち政府の保護を受くるが爲めに租税を納附するの義務ありとする説は、左の意味に於ては眞理なるべし。即ち政府に於て其人民に課税する以上、政府は彼等に善政を興へ、彼等を保護するの義務あり。米國に於て謂ふ所の「公共目的説」是なり。その意所謂らく、租税は公共の目的の爲めに使用せられざるべからず。而して公共に對して一般の利益を興へざるべからずと。然れども所謂利益恩惠主義の要求する所は之に異れり。該主義の要求を一言に約すれば、政府は個人の納附せる租税に相當するだけの利益恩惠を各人に興へざるべからずと云ふにあり。換言すれば、利益と租税とは相對的ならざるべからずと云ふなり。然れどもこれ固より謬れり。政府は租税を徴收するに當り、何人に對しても特殊の役務をなすことを約束せず、即ち何人にも特殊の利益を興ふるの保證をなさざるなり。故に何人も政府が彼の爲めになす所の役務の、他の人に對してなすよりも不充分なりとの故を以て、租税の取戻を請求すること能はざるなり。國民が

納附する所の租税の爲めに、國家が個人に與ふる利益は別々に之を計量すること能はず。假令計量することを得べしとするにも、それは國家が特にその人の爲めに企畫する所あるが爲めにあらず、一般的役務より生ずる偶然の結果たるに外ならざるなり。一國の軍備、司法制度、領事官及び外交官、其他凡て一般的租税に由りて支辨せらるる政府の役務なるものは、何人にも特殊の利益を齎らすことなきなり。地方税なるものは或る一地方の費用を支辨せんが爲めに徴收するものなれども、而も尙警察、消防、衛生、其他地方政府のなす所の役務は各個人に何程の利益恩惠を與へたるか、之を計量するに由なきなり。地方政府のなす所の役務に對し、甲は大に其恩惠を感じ、乙は之に對し多くの利害を感ぜざるが如きことあらんも、之が爲めに政府に對する彼等の負擔に變更を來すべきにあらず、各人皆其有する實力に隨つて相當の負擔をなすべきのみ。若し政府にして其當然の義務を怠り、人民の身體財産を保護するに缺くる所あらんか、彼等は其政治上に有する權利を以て之を顛覆し、若くは其治政法を改革せしむることを得べけれども、其租税の減額を請求すること能はざるなり。斯く政府の保護と租税とは相對

的なるべからざるを知るべし。

以上は一般税に關する議論なり、固より其中央政府たる州政府たる地方府たるを問はざるなり。一般税は一般公共の目的の爲めに徴收せらるれども、時として政府は或る特殊の目的の爲めに金錢を徴收せんとする事あり、此場合には之を特別税と稱するなり、特別税とは軍費を支辨せんが爲めに社會全體より徴收するものあり、或は一地方に關する費用を支辨せんが爲めに徴收する地方税あり、ニュー・ジャージー其他二三の州に於ては、教育に關する特別税あるのみならず、警察、點燈、消防等の如く英國に於ける地方税と其性質を同する特別税あり、是等の場合に於ては、社會の特殊の階級を擇み、其或ものには貧民救済費を負擔せしめ、或ものには消防、點燈等の費用を賦課することなきにあざれども、尙其實力に隨つて徴收せらるるものにして、一箇の租税たるを失はず、其利益を受くるものは社會の一階級に限らるることとするも、其階級一般に關係し、敢て其中の甲某乙某を目的とするにあざればなり、而して其階級内の各人が利益恩惠を受くることありとするも、これ單に其階級の一員として之を享受するに過ぎず。

政府は敢て彼の爲めに特殊の役務をなしたるにあらず。斯くの如く地方費は政府の特殊の費用を支辨するものなるが故に、一般税に對して之を特別税と稱するを適當とすべしと雖、畢竟するに一箇の租税に外ならず、其各箇人の受くる利益の多少に係らず、負擔すべきものなりとす。

例へば貧民救済費の如き、最初の法律に於ては明かに各自の實力に隨つて徴收せらるべき旨を規定せり。實力の標準は最初其所有の總財産に取りしが、後之を改めて生産的不動産に限ることとなせり。斯くの如き性質を有する納附金なるが故に、其納附者の受くる利益の極めて間接にして、計量すべからざるは云ふまでもなきことなりとす。

一二の例外を除く外、英國の地方税なるものは何れも右の貧民救済費と同様の主義の上に立てるものなりとす。教會税が右と同様の主義なる事は固より云ふまでもなし。尤も一四二七年に制定せられ、その後一五六一年に至りて改正せられし下水税に於ては各人の受くる利益に關して記する所あり。之が爲めに或る著述家は之を以て改良税主義の先驅なりと誤解するに至りたれども、其法文を

熟讀玩味すれば、其利益云々は主として其地方全體に關して云へるものにして、各人に對しては其受くる利益の多少に係らず、其所有する土地の廣狹に隨つて賦課せられたるを知るなり。然り最初の間は土地の所有高を以て其納税力を測るの標準とせしが、後に至りて土地の賃貸料を以て之に換ふるに至れり。下水税は各人の實力に隨つて賦課せらるべきことは、其後も幾度か繰り返されし所に於て、殊に貧民法委員の報告中には下水税は貧民救済費と同一の方法を以て徴收せらるべき旨を記せり。

下水税の例に就ては米國の著者中にすら、往々誤解に陥れるものあり。其一定の地區外にある土地所有者が、其階級に屬せざるの故を以て課税せられざること、は或る人々が指摘する所の如し。然れども斯くの如きは元來枝葉のことに過ぎず。其主要の點は各人の受くる利益に關係なく、其納税力に隨つて其地區内即ち一階級の全體に課税することなりとす。地方税委員の報告書中には明かに此點に關する説明をなすものあり。曰く、納税者が其納附せる租税の爲めに利益を受けんことは固より當然のことなるべし。故に下水を周らす能はざる高地の所有

者は一般に免税せらるゝこととなり居れり。而も各人の受くる利益を以て納税の標準となすにあらずと。

英國に於て始めて實益主義の傾向を表せるは、街燈費及び夜警費に關する法律にして、土地と他の財産との間に區別を設け、土地の占有者は家屋其他建築物の占有者に比し、三分の一の負擔をなすを以て足れりとなせり。蓋し其受くる所の利益に多少の差ありとの假定に基けるなり。然れども此場合に於てすらも、其區別は土地と改良工事との二階級のみにて、各箇人の納税額は決して其受くる利益に比例するにあらず。自己の屬する階級内にありては各、其有する實力に隨つて課税せらるゝなり。殊に法文上の規定は充分に實行せられず、街燈税、夜警税も亦他の地方税の如く貧民救濟費と同様納税者の實力に隨つて課税せられたりき。

斯くの如く英國の所謂公課なるものは畢竟するに租税に外ならず。尤も之を特別税と稱するは妨げざれども、要するに他の凡ての直接税と等しく各自の納税力に隨つて徴收せらるゝなり。其地方費の或國に於けるが如く、一箇の一般税に

由りて支辨せらるゝと、或は英國に於けるが如く、幾多の特別税に由りて支辨せらるゝとは敢て問ふ所にあらず。何れにしても其純然たる租税たることは否むべからざるなり。

以上に於て吾人は財産若くは其賃貸料或は其他の條件を標準としたる實力に隨つて課税するの主義即ち純然たる租税に就て論述する所ありたり。之に比すれば、各人の受けたる特殊の利益に隨つて其費用を負擔する事は全く其性質を異にするものなることを知るべし。即ち一は實力に隨つて徴收し、一は公平を主とす。政府に由りて強制的に徴收せらるゝ一切の賦課金は課税權の發動なるの故を以て、凡て租税と稱すべしと云ふ廣意の解釋に據れば、後者も亦一箇の租税たるべしと雖、これ吾人が財産學上に所謂眞の租税にあらず。吾人が前に述べたる如く、課税權は幾多の異なる形式によりて發動することを得べし。地方税は其一種の形式なり。通行料若くは客馬車の鑑札料の如きも亦一種の形式にして、改良税は更に一種の形式なりとす。多數の英國人は通行税若くは客馬車の鑑札料を公課又は租税と稱するに反對すべし。然れども其實通行料と他の租税と相異なる

は、地方税と改良税と相異なるに比して敢て甚しきを加へざるなり。所謂地方税は、全社會或は社會の或る階級の爲めに、各人の納税力に随つて之を徴收するに反し、通行料若くは鑑札料或は改良税は個人の受くる特別の利益に随つて、特殊の個人より徴收するものなれば、其間に截然たる區別あるを認めざるを得ず。是に至つて疑問は全く解決せられたりと謂ふべし。改良税即ち米國に所謂特別賦課は或る意味に於ては租税たるべく、他の意味に於ては租税にあらずと云ふことを得べし。政府の強制に係る一切の納附金は、課税權の發動なるが故に租税なりと云はゞ、改良税も亦固より一箇の租税なり。然れども狭義にして、且つ通常用ひらるゝ所の意味に於ては、之を租税と云ふこと能はず。即ち結婚手数料を租税と稱すると同様の意味に於て、之を租税と稱することを得べしと雖、所得税、家屋税、若くは地方税と同一の意味に於ては、之を租税と稱すること能はざるなり。されば吾人にして若し課税權の發動より出づるものを凡て租税の名を以て稱せんと欲せば、手数料及び特別賦課と區別せんが爲めに、狭義に於ける租税の爲めには別に一箇の名稱を撰定せざるべからず。然れども畢竟するに名義は未な

り、事實は本なり、混雜の基は同一の言語を以て、或時は甲の意を表し、或時は乙の意を表さんとするにあり。便宜の爲めに一を地方公課若くは地方税と稱するに對し、他は之を改良費若くは特別賦課と稱することとせば、以て其困難を免るることを得べきなり。

第三款 其理論

各人の受くる特殊の利益に随つて賦課せらるゝ改良費或は特別賦課の理論は頗る簡單にて、之を一種の公理と云ふも不可なし。曰く、若し政府が其積極的の行動により、個人に或る計量すべき特殊の利益を與へたる場合には、彼をして其費用を負担せしむるを以て、社會に取りて公平の處置なりとすと。勿論時としては其特殊の利益なるものが單に外形に過ぎざることあるべく、或は又計量する能はざる場合もあるべしと雖、苟くも然らざる以上は其理論は自明の眞理なりと云はざるべからず。

政府がなす一般の役務によりて受くる所の各人の利益は、分量の上より計量し

得べきにあらず。吾人は政府に租税を納附することとなり、茶舗より茶を購求するが如くに或る特殊の利益を政府より購求するものにあらざること固より論を俟たざる所なれども、若し政府にして吾人の爲めに或る特殊の役務をなしたりとせば、社會全體が其費用を負担するの理由あらず、全體の社會は唯其利害の社會全體に關係ある場合に於てのみ其負担に任すべきなり。若し其事件にして社會全體に關係なく、全く個人の利害に關係することならんには、宜しく個人をして其負担に任せしむべく、若し幾分か社會全體の利害に關し、幾分か個人の利害に關することならんには、其費用を兩者に分割し、個人は其受けたる特殊の利益に對して負担に任すべきなり。即ち第一の場合に於ては、其費用は租税又は公課によりて支辨すべく、第二の場合に於ては、手数料、特別賦課若しくは改良費によりて支辨すべく、第三の場合に於ては、即ち兩者の結合によりて之を支辨すべきものとす。改良費の徴收の納税力に比例せざるを非難するは、これ租税の徴收の實利に比例せざるを非難すると相同じ、兩名全く其主義と原理を異にするを忘るべからざるなり。

要するに地方政府に於て或る特殊の行動をなし、之が爲めに費用を支出し、其結果として何人かの所有財産に明かに計量し得べき価格を増加したる場合に於て、其所有者をして其費用を支辨せんが爲めに特殊の負担をなさしむることは、何れの點より考ふるも全く正當のことなりと云はざるべからず。今や理論上に於て何人も之に異議を挟むこと能はず。英國上院の委員の如き最も保守的人々と雖、凡ゆる反對論に耳を貸したる後、近頃次の如き結論をなすに至れり。曰く、

地方政府のなしたる特殊の役務に由り、或人の所有財産に對し明かに其市價を増加したる場合に於て、其所有者をして費用の幾分を負担せしめんことは、決して不當の事ならざるのみならず、彼に取りて寧ろ當然の責務ならざるべからずと。

右の決議は實際英國に於ける此問題の爭論に最終の判決を與へたるものにして、爾來全く此問題に就て疑義を懐くものなきに似たり。如何にして其理論を實現すべきか、實行の方法に至つては固より多くの議論あるべしと雖、理論として

は今や一箇の確定議となれるものと見做して差支なきなり。右の改良費負擔問題と關聯して最も喧しく論議せらるゝ問題は、地方政府のなせる公共事業の爲めに、私人の財産の價額を減せられたる場合に如何に處理すべきかと云ふこと是なり。若し何人にも自己の財産の價額を増加せられたる爲めに、其費用を負擔するの責任ありとせば、公共事業の爲めに財産の價額を減損せしめられたるものある場合には、之が損害賠償を要求するの權利あるべき筈なりとは或る論者の主張する所なり。然れども委員等は改良費を徴收せられたる同一人の財産にして、而も之に接近せる財産が、政府の同一事業に由りて損害を受けたる場合に限り、之を賠償することとなせり。これ蓋し賢明の政策たるを失はず。若し公共事業の結果として私人の財産の價値を減する毎に、之を賠償することとせば、其結果市中の人口過剰に苦める部分、非衛生的の部分、貧民窟道路の迂廻せる部分等、早晚改良を要すべき部分に投資することを奨励することとなり、市區の改正を妨害することとなるべきなり。

改良費の徴收と同一の効果を奏せしめんが爲め、所謂回收の方法に由らんと欲

するものあり。其方法たるや、市政府其他の團體に於て改良工事を企畫するに當り、時としては必要以上の土地を買収することあり。事業完成の後餘分の土地を高價に賣却して以て其費用を回收せんとするにあり。然れども委員の調査する所に據れば、實際に於ては此方法に由りて利益を得る場合少く、却つて往々にして損失に歸することあり。固より法律の不備其他の事情に原因する所多かるべきは察知するに難からざるなり。英國の如き國に於ては更に一層の大規模に於て之を實地に試むること或はなし難きことにあらざるべきも、米國の如き平民的市政の下に於ては斯くの如き手段に由りて、好結果を得んこと殆ど庶幾すべからざるに似たり。

改良費徴收の制度に關する困難は、主として其實行上の點にあり。米國の如き久しき以前より之が實行に慣れたる國にありては、略實際の利益と比例するを以て何人も満足しつゝあり。嚴格に且つ精細に個人と政府との關係を計量して寸毫の出入なからしむるが如き事は、固より斯くの如き性質の事件に關して期待し得べきにあらず。要は唯公平を失はざるにあり。而して個人と政府との間に意

見を異にする場合には、之が決定は司法部に委任せらるゝことなれども、其依つて以て判決の基礎とする實際の利益なるものは、必ずしも精確なる利益を意味せず、架空の想像にあらざる以上は概ね以て可なりとするに似たり。米國が此地位に達するまでには幾多の失敗と經驗とを重ねたる後のことなるは固より忘るべからざるなり。

英國に於ては近頃に至りて漸く該主義を採用するに至りたれども、世間に往々反對あるが爲めに少からざる懸念を要したり。爲めに之に關する幾多の規定を作るに至りしが、其多くは一八九五年の法律中に含有せらる。其條項の重なるものは、其賦課せらるゝ金額は實際の利益に超過すべからざる事、改良工事を開始するに當り、利害關係者に其賦課すべき金額を豫告するを要するのみならず、其工事の完成後一定の期間に於て、各人の財産に何程の價額を増加したるかを通告するを要す。若し所有者に於て故障を申立つるに於ては、仲裁者の判決を仰ぐを要し、其費用は地方政府に於て負擔せざるべからず。所有者に於て尙其裁定に不服なる時は、地方政府に對し其財産の買上げを請求するを得ること等なりとす。

此最後の條項は吾人が前章に述べたるニュー・ジールランドの新方法と全く其精神を同うするものとす。唯ニュー・ジールランドに於ては之を累進税に應用し、英國に於ては改良税に應用するの相違ありと雖、其行政上の専横に對し、個人の權利を保護せんとするの精神に至つては相異なることなきなり。

斯くの如く實利主義は眞の意味に於ける租税には應用すること能はずと雖、地方財政に關して尙其主義の行はるゝを見るなり。人往々にして其亂用に陥るの恐れあるを云ふと雖、此點に關しては實力主義に於ても異なることなきなり。特別賦課の場合に於て往々不公平のことあるを免れずと雖、租税に於ても亦全く之なきを保すべからざるなり。但し何故に不公平なりとすべきかの理由に至つては二者全く其標準を異にするものあり。特別賦課の制度中には偶然所得主義の要素を含有するものあり。此點に關してローズウイター博士の云ふ所最も穩健にして適切なるものあり。曰く、

特別賦課の方法に由り、地價の増加の或る部分を偶然所得より當然所得に變

更せしむることを得べし、而して恰も其利益の増加したる際に之をなすが故に、個人の利益を沒收するの譏りを避くることを得るなり。又是に依りて土地私有より生ずる健全なる刺戟を失ふことなしに、將來の偶然所得を收用するの便利をも得べし。勿論増加の全額を收用するにあらず、唯特種の利益を生ずるに要したる費用を支辨するを以て限度とするなり。即ち公共事業の爲め其財産の価格を増加せられたるものあるに當り、彼若し其費用を負担せずんば必ずや一般納税者の負担に歸せざるべからず。これ甚だ不當不公平のことなるが故に、直接に其利益に浴したるものをして、之に對する費用を負担せしめんとするのみ、最も穩當の行爲たるに外ならざるなり。

米國に於ては此制度は久しき以前より財政組織中の一要素として存立したれば、根柢甚だ固く牢乎として抜くべからざるものあり。往々にして充分の好結果を得る能はざるなきにあらざりしと雖、これ寧ろ例外にして、概して圓滑に行はれ、一般國民も之に對して何等の不滿をも感ずることなきなり。歐洲大陸に於ても、其市財政の漸く重要な度を加ふると其意義精神の了解せらるゝに隨ひ、將に

一般に採用せられんとするの傾向あり、英國は國家の財政組織の改革に於て先鞭を着けたることなれば、地方費の負担を公平ならしめんとする運動に於て、獨り人後に遂巡たること能はざるべく、而して地方費の負担を公平ならしめんと欲せば、勢ひ改良費徴收の主義を採用するより他に策なかるべきなり。

第拾二章 近代の歐洲に於ける租税に關する著作

用 税 論

現時經濟思想の進歩中最も著しき事實は漸次國際的性質を帯ぶるに至れることなりと謂ふべし。今日の經濟學者たるものは其事實と材料とを自國以外更に廣汎なる範圍に於て求めざるを得ざるのみならず、其理論の點に於ても、尙くも時勢に後れざらんと欲せば、幾多の國語に通じ、廣く各國に於ける運動傾向を知悉せざるべからざるなり。而して殊に財政學に於て然りと云はざるべからず。吾人は以下本章に於て、最近歐洲に現れたる著作物の大要を瞥見し、其英語國民に與ふる影響に就て一言する所あらんと欲す。

第一款 獨逸

經濟に關する著作をなすには二種の方法あり、一は歴史的記述的にして、過去の事實と現在の情態を記載し、之に依りて其中に潜める原理を抽出せんとするに

あり。一は抽象的演繹的方法にして歴史と事實との材料に藉ること少く、一定の原則より結論に達せんとするもの是なり。財政に關する獨逸の著述家は從來何れも第一の方法に依るを常とせしが、最近に至り、歴史的方法を過重せし過去の非を悟り、純然たる理論的研究に耽らんとするの傾向あり。最近の出版に係る其書を見るに何れも其傾向を示さざるはなきなり。

これ今日まで同國に於て理論的研究の輕視せられし反動と謂ふべきなり。

ウンフェンバハ教授の「財政學綱要」は嚴格の意味に於ては新著述と云ふべからざれど、第一版の出でしは今を距る二十五年程前にして、現版には注目すべき新附録の添加せらるゝものあるを以て之を一の新著と見做すも不可なりとせず。第一版の現れしは歴史的潮流の盛ならんとする少し以前にして、第二版の出版せられしは其潮流の漸く衰へ始めし後なるを以て、該書には歸納的研究の痕跡だもなく、其特色は實に抽象的議論の最も透徹にして、定義の直截明白なるにあり。該書の全體の傾向は云ふまでもなく保守的にして、著者は政府の産業に従事するに反對し、鐵道の如き事業すら國家の關係すべきものにあらざとせり、又所得

税の如きものは實際に於て行ひ得べきものにあらずとして之を一笑に附し去り、累進税の問題の如きは財産の共産的變化を含有するものなるが故に財政學の範圍に屬すべきものにあらずとして之を排斥せり。是等の議論は該書をして獨逸學者の手に成れりと云はんよりは寧ろ佛國的色彩を帶ばしむるを以て、頗る興味あることなれども、それが獨譯の實際社會に何等かの影響を與へ得べきやは頗る疑問なりと云はざるべからず。

該書の最も重要な部分はその方法論にあり。ルロア・ボーリーの如き佛國の學者に依りてなされたる國家歳入の區分は土地、政府事業、租税の三者となす。これ公有の土地、公共資本及び租税の三階級に區分するアダム・スミスの類別法を踏襲するに外ならず、之に反して獨逸の學者等は夙に此類別法の不完全なるを看破し、以上の外更に手数料の一階級を加ふることとなせしが、手数料の定義に關しては爭論止む時なく、手数料と租税の區別に關して意見を同うする學者は極めて僅少なりき。ウンフンバハ教授は手数料に定義を與へて左の如く云へり。曰く「手数料は政治上必要の行爲にして、而も其費用を社會の全體に負擔せしめ得ざ

る性質を有する場合に、其實費を回收せんが爲めの特別の納附金なり」と。其言ひ表しの方法は必ずしも巧妙ならざれども、明瞭に其意の存する所を道破したるものと稱して差支なきなり。

若しウンフンバハ教授の議論にして以上に止まらば、其書物は思想を明瞭ならしむる點に於て大に世に貢獻する所ありしならんに、彼は手数料、租税及び領土の三階級に更に特權なる一階級を加へんことを主張したり。彼の定義に據れば「特權とは特殊の財産權の上に有する國家の絶對的權利なり」とす。之と同一の精神は中世紀の所謂王室の特權中に含有せらるるものあれども、彼は其中に人頭税、通行税、登記税、相続税、無主の財産、鑛山、鹽、煙草、酒及び銀行業の獨占並に鑑札料等無數の收入を含蓄せしめんとす。此區分法は彼の主力を注ぐ所にして、全書の樞軸なりと云ふも過言にあらず。然れども若し斯くの如き區分法を實際に應用するとせば、其結果は往々繁煩なる制限を生じ、税制の上に混雜を來すの外なく、彼が租税と手数料を區分するに由りて得たる所は、租税と特權との區別に由りて失ふものと云はざるべからず。要するに彼の類別法は容易に首肯すべからざ

るものなりと云ふべし。
 ノイマン教授の「租税論」と題する書も亦同様の問題を議論す。教授は財政學に關する最も有名な著述家として知らるゝ人にして、其累進税に關する著書の如き該問題に關する最良の著書の一として世に歡迎せられつゝあり。由來彼が著書の特色は其歴史的統計材料の極めて豊富なるにあり。然れども租税論に於ては彼は主として詳細に租税の性質を分析せんことを試みたり。現に出版せられたるは唯第一卷のみにして、序論の部に屬し、大部分は類別法の議論を以て充てり。章を分つこと十二、主なる問題は歳入の類別、手数料と租税、公共利益の原理、直接税と間税等の項目なりとす。彼の議論は極めて精緻詳密なるものありて存すと雖、尙三箇の批評すべきものあり。他なし、其議論の餘りに精細にして往々繁煩に陥れること、其文體の明瞭ならざること、其結論の直截明白ならざること等なりとす。

普通の類別法を批評したる後、ノイマン教授は手数料の定義を下して、公共の利益の爲め、國家又は地方團體に於てなしたる特別の役務に對する納附金なりと

せり。此定義に據れば道路、運河、鐵道、電信等の料金を含有すると共に政府の專賣益金を除外することとなるなり。彼は公共の利益の何物なるかを説明せんが爲めに無慮二百頁を費したれども、其要點は畢竟するに、公共の利益とは個人をして其利益を犠牲に供せしむるに足るほど重大の利益なりと云ふに過ぎず。之を論證せんが爲めに彼は滔々數萬言を費し、無數の事實と材料とを列舉し、讀者をして倦厭に堪へざらしめたり。餘りに詳細を期せんとするの弊は皮相に流るゝの弊と擇ぶ所なく、共に讀者の思想をして混亂に陥らしめずんば止まざるなり。其直接税と間接税の類別に關する議論は以上の議論に比すれば大に勝るものあり。彼はパリーの方法に隨つて其行爲の永久的なること、或は定期的なることを以て主なる相違點となさんと欲するに似たり。其租税と代價の關係に關する議論亦大に見るべきものありと雖例に依りて頗る冗漫なるものあり、之を短縮して其五分の一となすも優に著者の意ある所を發揮するに足るべきなり。
 ヲグナー教授の「財政學」の末卷に對しても亦同一の批評を適用する事を得べし、此大著の第一卷に就ては尙くも財政經濟の學に志あるものゝ夙に知悉する所

なりとす。ソグナー教授がラウの財政學を新に出版せんとの志を起せしは、二十年前のことなりしが、之に着手するに及んで其意見の相距る頗大なるものを發見し、彼は遂に之を自己の新著として出版するの適當なるを感ずるに至れり。其第一卷の世に現れしは既に久しき以前にして、第二卷は一八八〇年を以て出版せられたり。此第三卷に於ては一般的理論を講述せず、租税の歴史並に其實行に關する特殊の問題を研究せる事なるが、不幸にして其規模の包括的にして而かも屢同一事を繰り返すの癖あるが故に、人をして其著述の何の日に完成するかを疑はしむるものあり。詳論精密なる諸種の材料を以て填塞せる所、往々にして人をして一箇の百科辭彙を見るの感あらしむ。斯くて彼は第三卷の著作に十年の歲月を費し、而も其論述する所は英佛二國に於ける税制の現状を詳述したるのみにして、彼自身も遂には倦厭に堪へざりけん、其完成の日の何れの時にあるかを預言すべからざる旨を、公言するに至れり。これ吾人に取りて非常の恨事たらざるばあらず。英佛二國の税制に關しては世に幾多の良著述ありて、研究者に充分の材料を供給しつゝあり。吾人が切に渴望する所は其以外の諸國に於

ける税制と之に對する評論とにあり。吾人は彼が著述の中途にして廢絶せらるるなからんことを切望せざるを得ず。此第三卷に於て彼が論述する所は主として、租税の歴史と其實行に關する細目を論じ、併せて英佛二國の税制を記述するにあれども、其思想に於ては依然として第一、二卷に於て發表せると同一意見を保持せるを見る。即ち彼は斷えず社會政治主義——政府を以て富の分配の按排者となし、租税を以て財産の不平均を治する機關なりとする主義——を固執するを見るなり。吾人は其根本に於てソグナーと財政上の意見を異にするものなりと雖、彼が學說の透徹の識見と豊富なる學殖より來れることを認め、其未だ完結せざるに關らず、彼の著書が財政學に關する著述中最も卓越せるものなることを認識するに吝ならざるなり。

コーン教授の財政學は以上に列舉せるものと大に其組織を異にするものあり。即ち其著「經濟學」の第二卷にして、第一卷は既に數年前に出版せられたり。序論として財政學の歴史と其性質とを叙述したる後、第一篇に於ては公共經濟を論じ、政府の職分、公共の經費、歲入の歴史並に其發達及び豫算等に及べり。第二篇に於

ては、租税の原理、其歴史並に實際の制度等を述べ、第三篇に於ては獨逸の税制を評論し、第四篇に於ては公債に就て論述せり。

該著書中に於て最も注目し價するものは其第一篇と第二篇の第一章とにあり、其他の部分と雖、固より彼の著書に特有の興味あり、其價值甚だ少からずと雖、敢て財政學に對する新貢獻と云ふべきものにあらず。彼は瑞西の財政に精通するの故を以て、前人のなせるよりも尙充分に其理論を證明するの便を得たりと雖、概して一般に認められたる見解を繼承して、敢て新異を立てず、獨逸の税制に關する部分は、同國税制の現状態を最も詳細に描出したるものなれども、英譯には之を省略せり、公債論の部に於ては、其歴史的記述の頗る嘆賞に値するものありと雖、其理論に關しては、アダムス教授の公債論中に發見し能はざるが如き創見に接することなきなり。

其課政の原理を論ずるに至りては、大に其趣きを異にするものあり。政府に對する公納金の種類を論述せる條下の如き、慥に舊來の思想に對して一進歩を加へたるものなりと云はざるべからず。其歲入の類別法に至つては、未だ全く満足を

表し得べきにあらざれども、公共の利益と個人の利益との比較解剖を基礎として之に評論を加へたり、其公共經濟の發達史を記述するに當りては、巨腕を振つて其大綱を提げたるものにして、ロッシェル教授の著に比すれば更に明快なるものあり。其他の財政の理論に關する簡潔なる評論に至つては、他の最も勞苦して而も思想の混亂せる著作に比較するに迫りて愈、其價値の尊ぶべきを知るなり。

而も其所論の最も卓越せるは租税の公平に就て論せる點にあり。コーンは正義に關する吾人の觀念が、歴史的進化の結果なるが如く、如何なる税制を以て公平とすべきかと云ふことも、社會進歩の程度の異なるに隨つて異なることを示せり。彼は各時代に於て人心を支配せし種々の異なる思想を列舉したる後、累進税の研究に移り、其研究の結果として、之が採用を主張するに至りしが、而も其理由に至つては、ワグナーの所謂社會政治主義にあらずして、唯現代の經濟事情の下にありては、比例的課税法にては充分に各人の納税力に應ずる能はずと云ふにあり。

勿論彼の書にも多少の缺點あり。例へば租税轉嫁論の如き其一なり。彼は其文章の美を以て困難なる問題を通過し去らんとするの形跡なきにあらず。而も譯書

に於ては原文に見るが如き文章の妙を發見せざるを以て、人を魅するの力頗る薄弱なりと云はざるべからず。進莫吾人は彼の書中に於て前人の所説に一步を進めたる點のみに注目するも、其得る所甚だ小ならざるものあり。フグナー、ロッシェル、コーンの三者は相互に補足する所あり。フグナーは急進的にして其所論頗る大膽なるものあり、且つ豊富なる統計的材料を以て其理論を證明するを常とす。ロッシェルは理論に於て薄弱の感を免れざれど、歴史に於て勝り、コーンは乃ち兩者の長所を採らんことを勉むるに似たり。要するにコーンは二箇の點に於て他の二人者に勝れり、一は其文章の明快なることにして、一は其思想の深遠なることなりとす。吾人は彼の著を以て當代の財政學界に於ける最も重要なる産物として、之を歓迎するに躊躇せずと雖、其米國の學生に與ふる利益に至つては豫想外に尠少ならんことを恐るゝものなり。

フッケ博士の「財産學教科書」は最も新しきものなれども、或る意味より云へばこれ彼が舊著の解説とも見るべきものなれば、之に就て一言することとすべし。舊著の標題は寄附金、賦課金並に租稅と稱し、一種特異の方法を以て之が研究を試

みたり。彼は二十五年程以前に於て「英國租稅史」を著述するに當りて一の動機を得、租稅の道德的基礎と道德上より見たる各稅の性質を研究せんと思ひ立ちしが、彼が解釋せんとする問題は畢竟するに直接稅と間接稅との區別論となるなり。而して研究の結果として、彼が到達したる結論は頗る新奇のものなりき。彼は序論に於て租稅の基礎に關する學説を吟味し、之を三種の學派に區別せり。即ち第一は契約説即ち保護説の學派にして、初代英佛に於ける多くの著者を含有す。第二は國家の主權と臣民の義務に重きを置き、歴史的の研究に多く意を用ひざるもの、第三はヘルドシッフル並にフグナーの如き社會政治的の學派にして租稅に由りて富の不均等を治するの義務を政府に負はしめんとするもの是なり。フッケは此最後の學説を以て社會主義の傾向を有する危険なる思想なりとし、痛く之に反對し、且つ斯くの如きは決して財政學の範圍に屬するものにあらずとせり。以上の三學派は勿論ノイマン、スタイン、ロッシェルの如き獨立學派の所説に於ても、彼は直接稅と間接稅との論理的基礎如何との間に對する答案を發見せずとせり。

而して謂へらく、之が答案は唯歴史的發達の跡を研究することに依りてのみ得べしと、乃ち獨逸人に固有の反覆丁寧を以て、而も不必要と思はるゝほどの精細を以て個人の心理的解剖より始め、其經濟的發達の跡を究め、家庭種族より以て國家の階段にまで至れり。族長政治の時代に於ては、家族間に於けるが如く、全體の經費を支辨せんが爲めに、個人より供する納附金は強制的、一般的にして、且つ財産に比例したりき。封建時代に於て領主に對する貢賦は時としては勢力を以てし、時として物品を以てせしが、後に至りて金錢を納附することとなり、夫より關稅、手数料、通行料等の名目を以て其必要の經費を徵收することとなりしが、其法律上の基礎は即ち君主の特權にして、言を換へて云へば單純なる武力に外ならざるなり。之等と全く種類起原を異にするものは即ち眞の意味に於ける租稅にして、其始め任意の寄附より起り、後に至りて人頭稅、財産稅、利益稅等となれるなり。後者は即ち武力に由れる壓制の結果にあらずして、任意的寄附の性質を帶び、一般的にして特殊のならず、其標準は各人の納稅力にして、單に便宜に由らず。此處には道義的要素の存在を認めれども、關稅や消費稅には是を認むること

なきなり。

歴史的發達の跡に就て考ふれば、眞の租稅なるものは直接稅のみにして、論理的の性質あり。間接稅は眞の意味に於て租稅と稱すべからず。此處に論理的の意味を發見することなきなり。彼は專制政治時代に於ける間接稅發達の由來を仔細に研究し、且つ如何にして、又何故に直接稅の基礎が財産より收益に變せしかを示せり。夫より更に進んで立憲國に於ける稅制に就て研究を試み、遂に其結論として將來の方針は直接稅を一層整理擴張し、間接稅を廢棄するにありと斷せり。フオケの書は之を租稅原論と稱するを以て適當とす。事實を擧示すること極めて稀に、數字に至つては全く之を有する事なしと云ふも過言にあらず。著者の間接稅に對する議論は公平のみが租稅の要素にあらずとの論を以て之に反對することを得べし。實際に於て租稅の主なる目的は豫算の平衡を得るにあり、而して或種の租稅は理論上に於て正當公平なりとするも、若し實際に於て充分の收入を得る能はずんば何の役にも立たぬなり。更に又フオケ氏は間接稅に幾多の種類あることと、其舊制度に於ける多くの缺點の改良し得べきこととを看過す

るに似たり。然れども彼の如き意見は租税に關する英國人の思想上に頗る大なる影響を與へたるマカロクの如き皮相論者の意見を打破するに與つて力ありと云はざるべからざるなり。

以上の外、同著者の手に成れる「財政學提要」と題する一冊子ありて、理論的研究を事とす。浩漭なる幾多の大著述を閱讀したる後、斯くの如く簡潔にして能く其要を得たる一冊子に接するは甚だ快心のことなりと云はざるべからず。本書に於ても博士は其特色を發揮し、他の獨逸學者の如く、敢て文學的の引照をなさず、勉めて平易簡明に其理論を論述するを主としたりと雖、彼が舊著を繕きたるものに取りては敢て斬新なるものなかるべきなり。

本書に於ても彼は其舊著に於けると等しく、財政史を以て、單に各時代を經過するに隨つて愈益、實力主義に接近するの事實を證明する方便に供せんとするものゝ如し。又其舊著に於けると同じく本書にも、租税なる語を直接税に限るものとし、間接税をば強制的歳入の範圍より排斥せんことを主張せり。又歳入類別法に至つては頗る混亂せるものあり、一方に私經濟收入なるものを置き、領土、特權、

並に政府事業よりの收入を之に屬せしめ、他の一方には強制的收入なる目を置き、之を別つて、手数料、事件費、並に租税となし、更に其中間に混合收入なるものを置き、不思議にも之を分つて、經濟的獨占、財政的獨占、及び賦課の三者となせり。其如何に非近世的にして、博士が是等の問題に關する内外に於ける議論研究によりて影響を受くることの如何に小なるかを知るべきなり。

之と同時に本書に幾多の長所あることも亦之を認めざるを得ず。例へば困難なる重複税の問題と共に租税納附の場所を論せる條下の如き、又納税力の標準を論じ、財産生産、及び収益の三者を逐次講究せる如き、學者を裨益すること決して尠少なりと云ふべからず。本書は固より獨逸人に最も多くの興味を興ふること故、論を俟たずと雖、世界の何れの部分にも共通せる産業的現象の存せること故、英米の讀書生が是によりて得る所あるべきは決して疑ふべきにあらざるなり。

第二款 佛蘭西

一八五三年マカロクの著書の出版せられし以來、實に四十年間、英語にて書かれ

たる財政學の著書あるを見ず。英米の研究者は勢ひ獨佛の著書に依頼せざるを得ざることなるが、國語の便宜上殊に多く佛蘭西の著書を採用せるの傾向なれども、財政に關する佛蘭西の著者の多くは自國以外に於ける最新の思想に注意を拂はず、隨つて其最も卓越せるものも唯佛人としての意見を述ぶるに止まり、廣く世界の新思想に就て比較研究を試むることなきは頗る遺憾のことなりとせられしか。デニー教授の感歎に値すべき新著により始めて斯くの如き非難を脱することを得しは非常の幸福なりと云はざるべからず。尤もデニー教授は白耳義人にして佛蘭西人にあらずれども、其佛國的思想の範圍に屬するものなること云ふを俟たざるなり。

デニー教授が初めて財政學の大家として其名を知らるゝに至りしは、數年前ゾルッセル市の參事會に所得税に關する最も有力なる報告書を提出したるが爲めにして、該報告書は其後一大冊子として印刷せらるゝに至れり。爾來彼は財政學に關する講義を擔任せしが、其講義は續いて「租税論」の表題を以て出版せられたり。現に吾人が接手せるものは其中の一部分なれども、今後續々出版せらるゝに

隨つて租税に關する全問題を完結するものと思はる。

其講義録なるの故を以て、之に伴ふ長所と短所とを管せ有す。其長所を云へば文章の簡潔明瞭にして、其排列順序の論理的に、其定義の劃然たるの點にあれども、同時に各章末にある簡單なる引用書目の外、書中に引用せられたる事實及び意見の出處明かならざるのみならず、普通の書籍に於て要求せらるゝ多くの注意の缺ける所あり、租税の歴史事實等も甚だ豊富なりと云ふことを得ず。然れどもこれ畢竟するに白玉の微瑕のみ。本書が今日まで世に出でたる財政上の著書中にありて最も重きをなすに足ることは更に疑を容れざるなり。本書の眞の價値は著者自身の意見にあらずして、他の著者の所説に對する冷靜公平なる批評にあり。世の多くの著述家に取りて最も大なる缺點と云ふべきは、各自説を以て一箇の創見なりと妄信するにあり。彼等が經濟財政に關する著作に通せざるは、其經濟財政の事實に暗きと相似たるものなきにあらず。

デニー教授は財政學を以て社會學の一部となし、經濟學とは密接の關係あれども相異なるものとなし、是等の諸學科の關係を示さんが爲めに、一箇の法則を規定

せんことを勉めたり。然る後本書の大部分は正義公平と云ふことの研究と諸種の直接税に關する議論とに由りて占領せられたり。累進税、生活最低限度説、租税轉嫁論、課税の基礎等、財政學上最も重要な問題に關する教授の議論を聴かば、從來佛蘭西の著書のみ眼界を限られ、稀に英國の舊書を見るに過ぎざりし人の眼には恰も新世界の開かれたるが如く、その思想と事實との新奇なるに眩惑するの感あるべし。固より歐洲人殊にその大陸の學者の手に成れる著書に望むに、吾人米國人が最も多く興味を感ずるが如き問題を主として論議せんことを以てするは、これ謂はれなきの甚しきものなりと雖、若し財政に科學の要素ありとせば、是等の如きは歐洲人に對すると等しく米國人に取りても最も重要なものなりと云はざるべからず。勿論多少の誤謬を發見せざるにあらず、例へば著者は所得の種類に由りて課税を異にする思想を以て獨逸に生まれりと稱すと雖、實際は十九世紀の初頃英國に起りし思想にして、其當時盛に國會の報告に於て論議せられ、科學上の雜誌に於ても討論せられしなり。斯くの如き誤謬は固より本書全體の價值に比すれば敢て云ふに足らず、附録として添へられたる一覽表

は多くの言辭を要すべきものを極めて簡單に表示するものにして、其價值極めて大なるものあり。

佛蘭西近來の傾向は理論よりも實際の方面に注意を拂ふものゝ如く、ルロア・ポリーの傑作の二十年前に世に現れし以來、一八八〇年代に於てレオン・セーの有力なる小冊子の出版せられし外、斯學の進歩に資すべき一の著述にも接せず。然れどもこれ佛蘭西が解釋に困難なる幾多の實際問題に遭遇せるが故に、學者の多くが此方面に其注意を奪はれしに依るなり。

佛國税制に對し國民の不満足を感せしは久しき以前よりのことにして、過去二十年の間に於て殆ど凡ての財政學者は其税制の組織統一を缺き、非常に不公平の事實の存在することを指摘せり。是に於てか一八七〇年の戦後幾分か直接税を増加し、且つ所得税を新設することによりて過重なる間接税を軽減せんことを謀りしが、賛否の論甚だ喧しくして容易に之を斷行するに至らざりしが、一八八七年に至りケニーニク博士の提議に依りて再び其運動を新にすることとなれり。同博士の新所得税案は最も重大の價值を有するものにして、時の大藏大臣ド

ケーニン博士に由り政府案として議會に提出することとなれり。

ケーニン博士は各人の申告を基礎として所得税を課せんことは實際に於て不可能なりとし、英獨二國に於ける經驗に據るも、之が爲めに一般に逋税の習慣を生じ、所得金額を詐稱するを以て尋常一般のことなりと思惟するに至る旨を述べ、之よりも遙に勝れる方法は借家料の如き外部の標準により、各人の所得を推定するにありとせり。然れども其下層社會に至るほど借家料の他の經費又は所得に對する割合の大なるは何人も知る所の事實にして、全體の費用の小なるほど借家料の比較は大なるなり。換言すれば貧民ほど借家料に多くの費用を支出するを常とす。是に於てケーニン博士は其課税を累進的となし、以て富者の家屋料の比較的低廉なるより生ずる利益を相殺せしめんことを企圖す。其方法は頗る巧妙を極めたるものなれども、經費を標準とする一般の課税に於ける通弊として一箇の缺點を有す。各人の消費する所の多寡は決して其所得若くは能税力の多少と比例するものにあらず、殊に社會の上層に至るに隨ひ、斯くの如き標準は全く頼むべからざるものとならざるを得ず。佛國の現税制に對する非難

は富者は全く其負擔を免れ、貧者が比較的重擔に苦むと云ふにあり。而して經費を標準とする課税は假令之を累進的ならしむるも、僅に一步を進めたるのみにて、決して以上の非難缺點を除去するに能はざるなり。さればケーニン博士の考案は、隨に各國人の所得を一々吟味するの繁を避くべく、又一新税法を現制度に附加するの不都合を免るべしと雖、要するに一箇の姑息案にして、僅に一時の間不平黨を慰諭するの策に外ならず。彼等をも満足せしむること能はずして遂に否決の運命に遭へるは止むを得ざる事なれども、其考案の吾人の參考として頗る大なる價值を有せることは固より之を認めざるを得ざるなり。

次に吾人はギョー氏の「所得税」と題する一書に就て一言せざるべからず。佛國税制に對する非難の主なるものは、動産に對する課税の實際に於て空文に屬せることなりしが、政府は氏に託するに「所得税及び財産税に關する調査を以てし、彼が研究の結果として現れたるものは即ち本書にして、メニエー、デニエー、シエーレー等の先輩の研究に有力なる補足をなせるものなり」と謂ふを得べし。彼の報告書は解剖的と云はんよりは寧ろ記述的にして、或る部分は頗る大なる價值を有し、

或る部分は然らず、其英國所得税法に就て記する部分の如き、語つて精密ならざるのみならず、亦其評論も正鵠を得たりと云ふ能はざれど、英國の所得税は一般所得税にあらずして生産所得税なること、及び商業上の所得に對するものを除けば佛蘭西の地租、個人税、動産税に比すべきものなることを説明せり。其米國税制に關する記述評論の如きは全く當らず。其獨逸の税制に對する部分も甚だ穩當なりと云ふを得ざるに似たり。之に反して動産の收入に課税せんとする一八七七年の伊太利の法律並に瑞西諸州の所得税及び財産税に關する部分の如き記述詳明にして觀察亦甚だ當を得たるものなり。

氏は元來所得税の賛成者にあらず、其税の性質上自然に穿鑿的に流るゝの弊あるを論じ、累進主義に關しては僅に其皮相の觀察をなすに止まれり。一八四八年より今日に至るまで提案せられし種々の方策の歴史を記述すること極めて精細にして、大に興味あり。彼は佛蘭西が普佛戰爭後間接税を増加する方針を取りしを最も大なる失錯なりとせり。彼はメニエールと共に總財産税に賛成するもの如く、財産の評価に關して大なる困難あるべしとの故障に對し、米國及び瑞西

に於ける實驗の結果は能く其疑問に答ふるを得べしと云へり。これ畢竟するに總財産税が米國に於て如何なる結果を呈しつゝありやを知らざるに依るなり。要するに彼の缺點は事物を容易に概論し去るにあり。爲めに何人も論斷に對して多少の危険を感ずることなり。

彼が其報告書に於て主張する所の主要の點は財産税を改正せんとするにあり。一七九〇年制定の地租は賦課税なりし故を以て、忽ちにして不公平の結果を生じ、既に一八二一年の頃には各縣及び各自治體の間に於て、或所にては其借地料若くは生産高の十七分の一なるに反し、他の所にては其六分の一を課せらるゝの相違を來せり。一八〇八年に至りて地價修正に従事せしかども、一八五一年に至るまで完了せず、一方に於ては再び大に地價の變動を來したるを以て、現今に於ては借地料の一分より、次で二割に至るまでの段階を生ずるに至れり。斯くの如き不公平を醫するの目的を以て、ギョー氏は之を歩合税となし、且つ借地料に課税する代りに地價に課税するを以て可なりとなし、動産税に關しても同様の結果を試み、斯くて一方に於ては現在の登記料を廢止することとせば、大に公平

を得るに庶幾かるべく、且つ政府の歳入を増加する所以の方法なるのみならず、更に重要な改革の端緒たるを得べしとなせり。

他に又「財政改革論」と題する一書ありて一箇の税制改革意見を提出す。これ税制改革協會の會員なるレーノー氏の懸賞に應じて作られたるローレン氏の論文にして、其方法は頗る簡單なるものなりとす。即ち其意見は輸入税と相続税とを除く外現在行はれつゝある一切の租税を全廢し、政府は三年後に硬貨と兌換せらるべき手形を發行して其經費を支辨すべしと云ふにあり。而して此手形の流通期限中は百法に付き一日十サンチムの税を課することとし、所有者は其税額に相當する印紙を之に貼布するものとす。即ち此手形を以て唯一の流通紙幣となし、何人も其費消する所の金額に應じて納税せざるを得ざらしめんとす。るにあり。尤も小切手、爲替、交換手形等も亦皆同様に課税せらるゝものとす。手形は百法以上に限ることとし、以下は銀貨を使用せしむるか故に、實際に於て下層社會の人民は全く租税の負擔を免るゝことを得べく期待せらるゝなり。

斯くの如き奇矯なる意見は若し財政改革協會に於て貳千法の賞金を附與し、且

つ之を盛に世上に弘布することなかりしならんには、吾人は此處に之を評論することなかるべし。其實行すべからざる妄想なること嘆々を要せずして明かなり。先づ通貨政策の上より云へば、これ不換紙幣の危険に近づくものにして、勢ひ政府は之を濫發するの誘惑を免れざるべく、随つて其價格の下落を防止するの策なかるべきなり。更に之を租税政策の上より云へば、其結果の不公平に、るべきこと火を賭るよりも明かなるものあり。何となれば、主唱者は消費者をして租税を負擔せしめんことを期すと雖、實際に於ては其生産者たる消費者たることに拘らず、負債者の負擔に歸せんこと疑ふべくもあらず。縱令一步を譲りて必ず消費者に依りて負擔せらるべしとするも、他の消費税と等しく、貧者に比較的重荷を負擔せしめて、富の大きの進むに隨ひ負擔を輕うせらるゝの結果に陥るべきなり。最後にこれ労働社會に對して大なる悪影響を及ぼすこととなるべし。何となれば彼等若し手形を所有することありとせば、其課税を免れんが爲めに、勉めて物品を請求せんとすべければなり。

佛國税制改革の實際問題に關しては、以上の瞥見を以て吾人は満足せざるべし。

らず。吾人が主として観察せんとするは其理論的の著述にあり。然れども佛蘭西に於ては此種の著述近來甚だ寂寥にして見るに足るものなく、比較的注目に値すべきものは左の二書に過ぎず。一はウォームス教授の「財政學」にして、一段理論的研究を主とす。著者は獨逸の斯學界の事情に精通するが如く見ゆれども、本書に於ては單に財政學の要領を示さんとするに止まるが如し、彼の意見は頗る公平なれども、其文章は平明なりと云ふことを得ず。何れにしても佛國以外に多くの影響を興ふべしと思はれざるなり。

ストーム教授は公債論及び舊時代並に革命時代の財政の著者として内外に其名を知られたる學者なれば、其新著「租稅汎論」の大に斯學に貢献する所あるべきは何人も期待せし所なるが、實際之を閲讀するに迫りては多少失望の感なき能はざるものあり。

彼が著書の特徴は簡潔明瞭なることにして、本書に於ても亦其長所を充分に發揮せりと雖、同時に精微深奥の點に於て物足らぬ感じを讀者に與ふるを免れざるに似たり。財政に關する多くの問題の極めて複雑にして錯綜せるを知るもの

は、著者が頗る輕々に論じ來り論じ去りて、些の滯礙なきを見ては、談何ぞ容易なるの感なくんばあらず。ストーム氏の保守主義を持する人なることは何人も之を知れりと雖、其反對者の議論に對して斯くの如き傲慢の態度を持せんことは寧ろ意想の外なりと云はざるべからず。固より多くの嘆賞を値すべき點あり。例へば佛國稅制の實際問題を明かにし、又改革論者の提案に對する批評の如き最も見るに足るものありと雖、其主なる缺點は偏狹にして他を顧みざるにあり。其引照する所は主として佛蘭西の著書に限られ、ジョン・スチ、アトミル以後の學者にして引用せられたるは唯一人の米國學者あるに過ぎず。而も其引用の場所を失するのみならず、斷片的なり。又過去二十年間に於て、獨逸、伊太利、和蘭、其他諸國の學者によりて斯學の上に如何なる貢獻をなされたるかに就ては更に云ふ所あるなし。人或は本書の目的の主として佛國の稅制を説明するにあるの故を以て斯くの如き缺點を寛假せんと欲するものあるべしと雖、而も其表題に由りて之を見れば、決して斯くの如き遁辭を許すべきにあらず。縱令一步を譲りて其主要の目的は佛國稅制の研究にありとするも、今少しく一般の理論に就て參酌す

る所なかるべからず。又書中の事實に於ても往々にして誤謬の存するを見る。例へば米國直接税の組織を以て所得税と財産税との混合なりと云へるが如き是なり。總財産税のみ單獨に存在する所とては何處にも見出すこと能はざるにあらず。

本書の文章の快活にして人を魅するの力に富めることは佛人の間に於てすらも稀に見る所なりとす。若し之に加ふるに思想の該博深遠なるを以てしたらんには、本書の如きも亦當代得易からざるの傑作たるべかりしなり。

第三款 伊太利、和蘭、及び西班牙

伊太利及び和蘭の學界に關しては吾人が英、獨、佛、諸國の學界に對するが如く、多くの注意を拂はざるに關らず、近頃財政學に關する最も有益なる著述の是等二國民に依りて發表せらるるものあり、吾人は其著書中の理論に關する主なるものに就て聊か評論を試みんと欲す。

由來伊太利人は外來の學理を消化應用する點に於て、大なる熱心と材能とを有

すと信せらるることなるが、價格に關する最近の學說を財政上に應用するの點に於ても遺憾なく其特長を發揮するに似たり。リツカ・サレルノ教授の「財政學」は一箇の提要に過ぎざれども、其根本的の理論を最も明快に論斷するの點に於て頗る注目に價すべき好著と云ふべし。本書は實際問題に觸るること少く、隨つて詳細の事實を舉示することなく、主として根本的の原理を討究せんことを勉むるに似たり。或點より云へば大著述をなさんよりは小冊子に於て要領を得んとするは更に困難のことなりと云はざるべからず。サレルノ教授にして若しなさんと欲せば、之を布疋擴張して一箇危然たる大冊子となさんこと固より易々たることなりしならん。彼の舊著「伊太利財政學史」公債原論共に浩瀚なる大著述にして、是等の問題に關する教授の學識の如何に該博なるかを知るに足るものあり。此小冊子に於て彼は先づ其財政學上の三大原理と思考する消費、交換、生産の理論を研究せんことを勉む。其觀察は頗る肯綮に當りたるものなれども、其批評と論斷とは大にサックスの説に負ふ所あるものゝ如し。彼は財政學上に於ける實益主義と實力主義に就て討究を試みたれども、他の歐洲大陸の學者と等しく、唯手

數料と租税の區別をなすに過ぎず。彼は常に折衷主義を持せんとするの結果、時として困難の地位に立つことあり、彼は累進主義を批評して、これ理論上の問題にあらずして、單に一箇の方法論に過ぎずと、なほ轉嫁の理論の如き頗る輕々に之を看過したり、然れども財政問題に於ける最終利益主義の應用に關する最近の研究に至りては、彼は充分に之を説明せんことを勉めたり。之を要するに此一小冊子は其中に散見する著者の新意見の參考に資するの價值あるのみならず、限りある紙幅の中に於て、財政學上の根本的理論を最も明快に論述したる點に於て得易からざる良著なりと云ふを妨げざるなり。

獨りサレルノ教授に止まらず、同國に於ける他の多くの學者も價格に關する最近の學說を基礎として其討論を進めつゝあり、ビヂー教授は其著「財政學の理論の性質」と題する書に於て、財政學と經濟學の異同を辯じ、科學と技術の區別に關する一般の議論を批評し、以て財政學に於ける自然法の性質を闡明せんと試みたり。マツツォーク氏は「財政學の科學的基礎」と題する書に於て、社會的現象として財政一般の性質を説明し、殊に租税の經濟的基礎を明かにせんことを勉めたり。本

書は最も論理の精嚴を以て勝り、既に財政學の普通の知識を有するものに取りては良參考書たるを失はずと雖、租税を解するに單に價格の一形式を以てせんとするの企圖が成功すべきや否やは頗る疑問とせざるべからず。

ツォーリ教授は「舊に、財政組織及び伊太利の税法」なる二書を著はせしが、之が結論をなす爲めに理論的の基礎を有するの必要を感じ、更に「租税學」の著を見るに至り、彼は租税學上の問題は抽象的の理論のみに依りて解釋すること能はざると同時に、歴史的の方法のみにても之を説明する能はず、須らく二者相俟たざるべからざる旨を述べて曰く、租税學は財政學の最も重要な部分として、独自の體面を有すると共に、其中に手數料の問題をも包含するなりと。彼は公歳入の類別法を論ずるに當りて、獨逸及び埃太利の學者の所說に對して銳利なる批評を試みたりと雖、悉く妥當なりとは云ふべからざるに似たり。又租税の基礎を論ずる條下に於て、サックスの意見を評論し、主觀的の價值と最終の利益とが税制の上の大なる影響を與ふることを承認すれども、これ唯一の事情たらざるのみならず、最も重要な事情にもあらずる旨を明かにし、租税の結果を論ずる條下に於て

は主としてクルルノ一の著述に基いて議論をなせり。彼は其後更に財政學の心理的理論と題する一書を著し、一層其主張を明かにして曰く、價值と効用とが心理的作用に依頼するが如く、公的價值に關係を有する租税のことも亦同様の觀察點より研究せられざるべからずと、斯くて心理的基礎と題する條下に於ては、埃太利學派の所説を評論し、其次なる財政と政治經濟的感情との關係と題する章に於ては、ローリアの意見を布衍せり。然れども彼の議論は主として科學の範圍に止まり、實際問題に應用せんとするに當りては種々の困難に遭遇するを免れざるに似たり。

コニグリアニ教授は課税の結果に關する一般理論と題する書に於て、租税の根本原理に關する抽象的議論を試みたれど、其研究の範圍の餘に廣汎にして、問題の漠然たるが爲めに、充分の好結果を收むこと能はず。以上列擧したる數種の著述を見るに、何れも價值と効用に關する近來の學說より動機を得て、財政學の理論的研究に従事するに至りし跡の覆ふべからざるものあるを見るなり。

和蘭人の著書中にも幾多の注目に價すべきものあるに係らず、其割合に世に知

らること少し、獨伊諸國の學界を騒がし、遂に英米二國にまでも蔓延せし學派の争闘は更に和蘭を煩はざりしものゝ如く、和蘭の學者は何れの學派にも偏せず、西派の長所を探り、歩調を等うして、斯學の進歩發達を期しつゝあり。これ主としてピアソンの如き有力なる學者ありて、之が指導の任に當りし結果と云ふべく、氏が夙にジボンの學説を繼承せることは、普く世人の知る所の事實なりとす。さればにや、價值の最終効用説は和蘭の學界一般に信奉せられ、埃地利學派の説未だ喧傳せられざりし以前より、應用的方面に於て發達しつゝありしなり。されど之と同時に他の一方に於ては、歴史的統計的方面の研究に身を委ねたる學者も亦甚だ乏しからず、固より彼等は唯此方面に於てのみ眞理を發見し得べしと信じたるにあらざるなり。財政學の和蘭に於て研究せられ始めしは比較的近代のことに屬すれども、其成功の度に至つては必ずしも他の諸國に譲らざるものありて存す。

コートウアンデルリンデン氏の「財政學教科書」は最近の出版に係り、吾人の現に手にせる第一巻は全く租税の研究に充てられ、著者は歲入の性質を概論したる後

ち、租税の問題を三種に類別し、法律の原則に基礎を有するもの、經濟の原則に基礎を据ゆるもの、及び財政上の關係に重きを置くものなりとせり。法律上の原則とは即ち公平を意味し、經濟上の關係とは租税の納税者に加ふるに壓迫と其轉嫁の作用とを云ひ、財政上の意義とは其經費を減ずるに足ること、確實なること、彈力あること、並に納税者に損害を與へざること、即ち其生産交換に對して積極的の損害を與へざることなりとせり。夫より彼は納税の方法、其管理法、罰則等の如き、租税の行政的方面に就て詳述する所あり。歴史的並に比較的の研究を試み、以て一般の結論に達せんと試みたり。彼は租税を別つて生産税、消費税、交換税、及び所得税となせり。彼は又英、獨、佛諸國の税制と和蘭との税制を比較評論せり。彼の著は學理の上には新貢獻をなす所なしと雖、財政學の比較研究をなさんと欲するものに好材料を供したる點に於て大に歓迎すべきものなりとす。更に是よりも重要なものをピアソン氏の「經濟學」となす。其第一卷は一八八四年の出版に係り、本卷の大部分は財政學の研究に充てられたり。ピアソン氏の著書の特徴は其博引傍證なるにあり。彼は歐洲大陸は勿論、廣く英米の斯學界に通

じ最も該博の識見を以て、根柢より幾多の困難なる問題を解釋せんと欲す。蓋しシユールの説と其他の學者の説とを折衷して、租税轉嫁の理論を大成せんとしたるは彼を推して其主なる一人となさざるを得ず。彼は又ミルの同等犠牲主義に痛駁を加へ、實力主義の基礎の上に自己の學説を建立せんと試みたり。彼の議論は何れの問題に對しても透徹を極むるものあり。初學者に對しては兎も角、近代財政學の重なる學説を比較研究せんとする學者に取りては實に得易からざる好指針と云はざるべからず。而して幾多の問題中特に彼が主力を注ぐ所のものは累進税の問題にして、之に關する同國學者の説を縦横に批評する所あり。其影響として近來遂に同國に税制改革を誘起するに至りしことは吾人の前きに既に論述せる所なりとす。

伊太利及び和蘭に於ける著書を評論したるのみにては、決して歐洲大陸の比較的偏陔の地方に於ける斯學の近況を盡したるものと云ふべからず。西班牙、葡萄牙の二國に於ても亦注目し價すべき學者及び著書あることを忘るべきにあらざるなり。

葡國人ベレーラ・シャーン氏の財政學は理論の點に於てよりも實際の點に於て多くの興味を有す。固より書中理論に關する議論なきにあらず、又其議論の價值乏しと云ふにはあられざれども、本書は著者の遺稿にして數年前になされたる講義に屬するを以て最近の學說に關しては更に語る所なく、著者の引用せる最近の外國著者は佛蘭西においては、ルロア・ポリー、バリーの二氏、獨逸人としてはロー及びジャンの二氏に過ぎず。されば學說に關しては吾人が本書に負ふ所甚だ少しと雖、其葡國の財政史を記述し、葡國の法律と經濟との關係を明かにせる點の如き、財政學の比較研究に従事するものに取りて、最も有益なる參考書たるを失はず。

西班牙の學者ビエナス・ハータド教授の「公共經濟論」と題する一書亦頗る注目あり。伊太利及び和蘭に於けると等しく、西班牙の學者も亦近代に於ける外國の學說によりて影響せらるゝ所多く、新學說を以て多くの問題を解釋せんことを勉めり。ビエナス・ハータド教授はワグナー其他獨逸學者の所説を自由に引用し、屢其意見を採用すれども、さりごとく獨自一己の見を失はず。單に理論上の問題

に於てのみならず、實際問題に於ても亦然るを見るなり。

彼は本書の序論として、財政學の歴史を記述し、十七世紀即ち西班牙が文運の隆盛を極めし時代は勿論、後代に於ける幾多の著述家を論評せり。夫より著者は十九世紀に於て西班牙人が個人主義の傾向に陥りし原因、並に最近に至り、其反動として社會主義に走るものを生ずるに至れる原因を説きたり。要するに進化の大勢は西班牙に於ても亦他の歐洲諸國に於けると同様の現象を生じたるなり。彼は其模範とせる獨逸學者の掣に倣ひ、國家の意義、經濟的生活、國家經濟等の問題に數章を費したり。彼は國家の經費を以て國家の消費と同一視せり。此點に關しては更に注目に價すべき議論を見ざれども、其歳入を論ずるに至つては頗る其面目を異にするものあり、彼は其由つて生ずる原因若くは方法に隨つて寄附金、公有地、官業、專賣租税、至上領土權、罰金及び沒收等の區分をなし、其中の重要な項目に對しては數章を費して詳細の論辯を試みたり。租税に關する彼の議論中最も注目に價するものは課税の基礎に關する意見にして、消費、所得及び財産等の何れも課税の基礎として缺點あるを説き、最後に最も適當公平なる課税の基

礎は實力即ち各人の納税力、換言すれば彼の所謂流動財産なる語に由りて表示せられたる各人の經濟的地位を措て他になしと論斷せり。彼は流動財産なる語に依りて、各人の生活情態即ち其所得及び財産と其生活の費用との間に於ける比例關係を表示せんとするなり。即ち彼は埃太利及び和蘭の學者に由りて近頃發達せしめられたる租税に於ける最少限的効用説を示すの語を以て云ひ表さんとするに過ぎず。彼は固より此實力標準のみにて全く課税上の不公平を降し得べしとは信せず。彼も亦個人の納税力なるものが數學的に精確に計量し得べきものにあらずして、爲めに當局者の專横を招き易きことを承認すれども、他の課税基礎に比すれば尙其不都合缺點の少きを信するなり。要するに彼は納税者としての個人の位置に最も多くの注意を拂はんとするものなりとす。此標準の課税の實際に當りて頗る漠然たるものなることは何人も一見直ちに看破する所なるが、彼は此問題を單に理論の研究に委するを以て満足するものと如し。彼は其第二卷の殆ど全部を西班牙の中央地方並に植民地政府の財政史と之が評論に供せり。而してパリイ及び他の學者が容易に解決する能はざりし幾多の

雜問を解釋せり。彼も亦歐洲大陸に於ける多くの税制改革者の如く、間接税を廢して、代ふるに直接税を以てするの最も急務なるを論じ、且つ西班牙の税制を統一整理するの必要を論ずるに於て餘力を残さず、最後に彼は公債の理論と實際を研究し、次に豫算と財政的行政に論及せるが、議論明晰にして、引證該博、眞に財政學教科書中の白眉と稱するも決して溢美の言にあらざるなり。

第四款 瑞 西

瑞西は歐洲諸國中現今に至るまで尙總財産税の制度を有する唯一の國にして、其税制は米國の税制に酷似するものあり。さればシヤンツ教授の「十九世紀の初以來瑞西に於ける税制の變革」と題する一書の如き米國人に取りては非常に有益の著述にして、歐洲各國に於て發行せられたる無數の財政書中未だ此書の如く吾人米國人に大なる興味を與ふるものなしと云ふも過言にあらざるなり。シヤンツ教授は曾て今より十四年程以前、中世紀末葉の英國商業政策なる一書を著はし、次で勞働市其他の小冊子を著はし、一八八四年には財政學の評論を事と

する一雑誌を創め、廣く其名を學界に知られたり。彼は此雜誌上に於て、過去數年の間引續き、獨逸各聯邦の税制及び其歴史を記載せしが、其精確にして要を得たるが爲めに、大に世の賞賛を博し、今や又其容積に於ても價値に於ても、殆ど他に比類を見ざる程の一大貢獻を斯學界に寄與せるなり。

吾人は本書の略評を試みんとするに際り、先づ其梗概を述ぶべし。第一卷は主として瑞西税制の發達を叙し、其第一章に於ては關稅と一般の情態を記し、第二章に於ては諸州に於ける一般の直接税に就て述べ、第三章に於ては免許料、相續税及び軍事税等に就て論じ、第四章は消費に對する間接税を、第五章は地方税に關する問題を論究せり。次の三卷に於ては二十五箇の州に關し、各其歴史を叙述したる後、現在の税制を詳かにし、第五卷に於ては十九世紀の初以來今日に至るまで發布せられたる租税に關する重要な法律と、各種の法令とを網羅せり。斯くの如き事業が如何に大なる努力と勵精を要したるか、何人も之を想像するに難からざるべきなり。

吾人は之より進んで本書が如何なる點に於て米國人に重要な關係あるかを説

述せんと欲す。ジャンツ教授は先づ租税の歴史的發達と、其發達の行程に於ける總財産税の位置に關する本著者(セリグマン教授を指す)の意見に同意する旨を述べ、瑞西は米國と等しく今日に至る迄中世紀時代の財産税を保持すれども、幸にして米國と異り、財産税に附加するに他の制度を以てし、現代の要求に應ずることを得るに至れる旨を明かにせり。總財産を課税の基礎とするの主義は、過去三十年間に於て漸次其不適當なることを一般に感せられ、生産と所得とを以て之に代へんとすの思想を生ずるに至り、實力課税主義を實現せんとすの希望に依り、税制の上に變更を來すこととなりぬ。而して今其各州に於ける改革の方針を概括すれば左の如き類別となるべし。(一)財産税に一般所得税を附加するもの、(二)財産税に部分的所得税を附加するもの、(三)財産税に補足的所得税を附加するもの、即ち或る割合以上の所得に課税するもの、(四)不動産税に一般所得税を附加するもの是なり。總財産税と人頭税とを有するものは三箇の比較的小なる州に限り、今尙舊式の地租を有するものは僅に一州に過ぎざるなり。

これ實に米國が瑞西に學ぶべき一大教訓にはあらざるか、瑞西が歐洲に於て今

尙總財産税の制度を有するを指摘して、以て米國の現制度を保持せんことを主張するものは、瑞西に於ける以上の經驗と其結果に顧みなば復た口を開く勇氣なかるべきなり。實に瑞西に於ては過去半世紀の間總財産税を廢して之に代ふるに所得税否必すしも所得税と云はず、財産を課税の基礎とせずして、所得を課税の基礎とする税制を以てせんとして煩悶したりしなり。而してその結果以上述ぶるが如く、財産税に所得税を加味したる一箇の税制を採用することとはなりしなり。

瑞西の經驗にして、吾人の教訓となるべき他の事項は財産の種類に随つて課税の標準を異にすること、評價の方法、教會其他或種の財産を免税に附すること、財産所得と他の所得との間に差別を設くること、及び重複税に關する問題等なるが、彼の著書に就て今吾人が特に注意を拂はんと欲するは、評價の方法、累進税の問題、相続税及び地方税に關すること等是なり。

瑞西に於ても米國に於けると等しく總財産税の爲めに財産を評價する方法に關しては凡ゆる工夫を試みたり。即ち納税者自身をして評價せしむるもの、當局

收税吏に於て評價するもの、宣誓せしむるもの、宣誓せしめざるもの、秘密に附するもの、公開するもの等にして、何れも一利一害あるを免れず。然れども唯一の過去數十年の間に於て自然に瑞西に於て發達したる此國特有の一方方法あり。財産目錄調製の法是なり。即ち納税者の死去するや否や政府は直ちに其全財産を差押へて之が財産目錄を作り、若し其結果として本人生前の申告に虚偽の點あるを發見したる場合には、罰税を課するの法とす。これ頗る巧妙なる方法たるを失はずと雖、又不都合の點なき能はず、人の死去に依り其家族等の悲哀の涙に暮るるに際し、收税吏を派して其財産に封印をなさしむると云ふが如きは頗る人情に反れるのみならず、其効果の點より云ふも缺點あるを免れず。何となれば自己の途に再び立たざるを知りてより、死に至るまでの間に多少の時日を有するものは、何れも其財産の大部分を親近のものに分與したるべければなり。斯くの如き缺點あるに關らず、其租税收入を増加するに與りて力あることは否むべからざるの事實なりとす。此問題は今日瑞西各州の財産上に於ける中心問題となりつゝあり。

次に累進税に關して云へば、瑞西は今や既に斷然として其主義を實行しつつあり。單に相続税及び所得税に其主義を應用せるのみならず、財産税にも之を適用しつつあり。殊に一八七〇年以來各州の多くは其憲法中に累進税の主義を採用したれども、累進の割合に制限を設くるものは極めて少數の州に過ぎず。世上累進税に反對するものゝ主たる議論は其遂に私財を沒收するの結果に陥るべしと云ふにあれども、瑞西に於ては最も圓滑に行はれ更に不都合の點なく、反對論者の言の全く杞憂に過ぎざるを證據立てつつあるなり。

瑞西各州の約三分の二は今や相続税及び贈遺税によりて其直税組織を整頓しつつあり。此運動たるや、頗る古くより存在せるものにて、所得税を財産税に附加せんとする運動と相提携して行はれたりしなり。此點に關して米國は尙其改革の初歩にあり、猶近來僅に傍系相続税の運動を開始したるに過ぎざれども、瑞西に於ては既に其階段を通過し、今や一切の相続贈遺に課税しつつあり、其税率の如きも一分より一割五分に至るまで州に依りて等差あり。ユース州に於ては其相続者の親族ならざる場合に於ては二割五分以上の重税を課しつつあるなり。

最後に一言すべきは、其地方税に關することなり。州と地方とに於て同一税制を有するものは僅少の州に過ぎず。多くの場合に於ては所得税をば州に於て徵收し、財産税若くは不動産税をば地方の財源に供するなり。然れども、一般に地方財産税には家屋税の附加せらるゝあり、これ不動産税を脱する者に課税せんことを期する一箇の人頭税と云ふべきものなりとす。瑞西の地方税に關して注意すべきこと二箇條あり。第一は一般に州税に適用せらるゝ累進主義の地方税には應用せられざること、第二には州税に於ては負債を控除せらるゝに拘らず、地方税に於ては縦令控除せらるゝとするも嚴格なる制限を附せらるゝこと是なり。吾人はシャンプ教授の著書の吾人に重大の關係を有することに就きては既に其云ふべきだけを云ひ盡せり。著者は其理論の方面に於ては多くの要求を有せざるに似たれども、而も尙普通の財政學書に比すれば吾人に利益を與ふること最も大なるものあり。財政の問題に關しては吾人が瑞西に教ふべきことの甚だ少きに反し、吾人が彼等より學ぶべきことは極めて多し。吾人は以上に於て其中の主なる點に關して聊か卑見を陳述したれども、これ固より其一斑に過ぎず。吾人

は亞米利加の學者立法家が尙深く瑞西に就て益を受くる所あらんことを希望せずんばあらざるなり。

第五款 英國

英國に於て財政問題を組織的に研究するに至りしは、最近のことに屬し、隨つて之に關する著作の見るべきもの甚だ稀なり。アダム・スミス以前の經濟學者は主として時事に關する實際問題の討究に焦点するのみにして、尙彼等の力を其以外に伸ぶるに至らず。此時に當りては未だ眞の意味に於ける經濟學なるもの存在せざりき。况や財政學に於てをや。アダム・スミスは蓋し佛蘭西の學者に負ふ所ありしならん。始めて經濟學上の問題と財政學上の問題を綜合し、一方に於て根本的の理論を討究すると同時に、一方に於ては事實に關する説明と批評とを試みたり。而も彼は幸にして重農派の漠然たる抽象的論辯に陥らず、又獨逸財政學者の無味單調なる事實の排列にも陥らざりき。斯くて彼は歐洲大陸に於ける財政問題の研究に大なる動機を與へ、遂に財政學をして今日の體裁をなすに至ら

しめたるに拘らず、不思議にも彼の本國に於ては、其財政上の實際に大なる影響を與へたるのみにして、學者社會の興味を動かすこと歐洲大陸に於けるが如く爾かく甚大ならざりき。獨り偉大なる天才リカードのあるあり、直ちに其問題の中心點を捕捉し、専ら轉嫁の研究に心を傾けたり。彼は租税を目して單に生産價格に對する一の附加物となし、租税に關する一切の現象をば價格變動の點より觀察せり。換言すれば租税問題は彼に取りては一般經濟論中の一小部分に過ぎざりき。彼が英國の學者に與へたる影響は頗る偉大なるものにして、ミルの如き學者すら其著「經濟學」の他の部分に於ては全く彼と異なる方法を取りしに拘らず、其第五卷を擧げて、租税の轉嫁と其一般の結果に關する討究に供するの止を得ざるを感じたりき。其後彼等よりも一步を進めたる研究をなすものありしに拘らず、リカード、ミル二氏に對する賞賛の聲に沒せられて、甚だ世の注意を惹くに至らざりき。斯くて一方に於ては實際の目的の爲めに著されたる事實を主とする幾多の記述的著述あり、一方に於ては理論を主とする一般的の經濟學書ありて、事實と理論とは各、孤立して相關せざるが如き現象を呈することとはなれり。

獨り此間に立ちて一異彩を放てるものはマカロクにして、其書は頗る重大の價値を有するものなれども、不幸にして其割合に世論を喚起するに至らず、隨つて多くの結果を残すこと能はざりき。

財政學の比較的佛蘭西、獨逸に盛にして、英國の之に如かざりし所以の他の理由は、獨佛諸國に於ける財政制度が英國に比して大に劣る所ありしが爲めなりとす。經濟學說の進歩は常に經濟的情態の優秀なるより起らずして、反つて其缺點多きが爲めに生ずるの傾向あり。アダム・スミスの起れるは其當時まで行はれたる重商主義の弊害に堪へざりしが爲めにして、重農主義の起りしは舊制度の亂用の結果に外ならず。貧民救濟法の弊害は遂にマルサスを生じ、通貨の混亂と穀物條例とはリカードの崛起に與りて力ある原因たらずんばあらず。若し農工商業上に幾多の難問の横はることなかりせば、吾人は遂にミル及び之に次で起れる幾多の近世經濟學者を有することなくして止みたるも知るべからず。歐洲大陸諸國が其財政制度の不完全の爲めに苦めることは一朝一夕のことにあらずして、之より種々重大なる政治上の爭論を生じ、惹いて其學者をして其眼前に横

はれる幾多の財政上の難問を解釋するに其全力を傾注せしむることとはなりぬ。之に反して英國に於ては、租税問題、自由貿易と保護貿易の論争を除く。こは單に租税問題とのみ見るべからずなるものは、爾かく世人の注意を喚起するに至らず、國民一般に之を政治家の常識に依託して敢て危惧の念を懐くことなかりき。財政問題中獨り最も大に英國政界の注意點となりしものは公債問題にして、此點に關しては英國人の手になれる著述は大陸の夫れに比して遙に勝る所あるを見るなり。然れども之を全體上より云へば英國の歳入及び豫算の制度は頗る優秀にして整頓し、且つ一般經濟界の情態も甚だ良好なりしを以て、財政學の進歩に於て反つて大陸諸國の後に隨着たるの結果を生ずるに至りしなり。

然るに近來に至り漸く英國の財政情態に著しき變化を來しつつあり。一方には國費の激増を來すあり、地方費の急増を告ぐるありて、財政上の壓迫を感ずると同時に、一方に於ては民主主義の進歩と產業界の發達との爲めに、始めて現制度に對して不満足を感ずることとなり、其根本的理論の討究を必要とするに至り、英國に於ても、米國に於ても、財政問題の重大なることは敢て歐洲大陸の諸國と

異らざることゝはなりぬ。斯くの如き事情に促されて茲に始めて眞摯なる研究者の現れ出で、黨争の渦中にありて、其向ふ所の方針に惑へる民衆に向つて一道の光明を與へんとするは、これ實に事物自然の歸趨なりとす。

此新潮流に乗じて現れ出でたる英國最初の組織的科學的の財政書は即ちバスタープ教授の「財政學」なりとす。其近世的の體裁を以て英國の讀者に財政學なるものを提供したる點に於て、確に英國經濟學史に一新紀元を劃する者なりと云ふも決して過言にあらず。思ふに多くの英國讀者は其議論思想の全く新奇なるに一驚を喫するなるべく、外國語に通せざる英國讀者に取りては、頗る大なる價值を有するものなりとす。これ吾人が以下本書に對し充分なる批評觀察を遂げんと欲する所以なり。

バスタープ教授には本書の外、外國貿易論「國民商業論」等の著あり、思想の明晰にして、些の空想なく、殊に其判斷力の正確なるを以て知られたり。本書に於ても明かに其特長を認むべく、殊に識見の該博にしに外國の學界に精通せるを知るに足るなり。何人も若し自己の主張の正當なるや否やを確めんと欲せば、之に關

する他人の意見を知らざるべからず。多くの著書が出版後日ならずして高閣に束ねらるゝに至るものは、全く此第一條件を苟且に附するが爲めなりとす。バスタープ教授は此點に深く注意するものゝ如く、廣く各國學者の意見を引用する事を怠らず、而も敢て前人の説を繼承せんことを勉めず、獨自一己の意見を發揮するを見る。而して教授の説の屢世の批評を招く所以は全く其思想の獨立の點にあるなり。

先づ第一に吾人が教授の爲めに遺憾に感ずるは、其財政學なる名稱を用ひざりしことなりとす。尤も英國に於ては「ファイナンス」なる語は公私兩様に用ひられ、「ファイナンス」なる表題を有する書にして、ジエボン及びギッフェンの書の如く主として貨幣問題を論ずるものあり。然れども斯くの如きは敢て英語に限れるにあらず、他の外國語に於ても亦同様の混雜あり。佛蘭西語に於ても「ファイナンス」なる語は時として公經濟を意味し、時としては私經濟の場合に用ひられ、又時としては貨幣問題の爲めに用ひられたりと雖、數年前ジョセフ・ガーニエーに依りて始めて其用法を一定せらるゝに至れり。伊太利に於ても獨逸に於ても同一の困難に際會し、

而して同様の解決を告ぐるに至りしなり。されば吾人がパスティール教授に望む所は英語國民間に於ける學術上の用語として此語の意味、範圍を一定する事にありき。其早晚伊太利及び佛蘭西等の先例に随ふべきこと敢て疑を挿むに足らざるなり。然るに教授のなす所の是に出でざりしは教授の爲めに深く遺憾とする所なり。

財政學の歴史を叙する初めの一章は能くその發達の大要を捉へ得て遺憾なきに近しと雖、若し中世紀のフロレンスに關する記事を加へたらんには更に可なりしならん。蓋しフロレンスの財政情態は或點に於て近世財政學の起原とも云ふべきものなればなり。且つ又今後若し更に完全なる英國財政史を著はすものあらば、今日の貨幣制度を作るに與つて力ありし幾多の著述家に就て一言するを至當とすべし。十九世紀のみに就て云ふも、フレンド、クレীগ、ブキャナン、バッキンガム、及びセーヤー等の諸氏あり、何れも國民に記憶せらるべき貢獻をなしたりしなり。

本書が他の同種類の著作と異なる一の重要な點は、其國家の經費に關する問題

を包含することなりとす。此種の著書に於て如何なる程度まで經費の問題を討究して可なるかは頗る困難なる問題なりと云はざるべからず。或る意味より云へば經費に關することは單に行政上の問題に過ぎざれども、又他の立脚點より云へばこれ純然たる經濟學上の問題なりと云はざるべからず。即ち政府が如何なる程度まで事業に着手すべきかを論ずるは經濟政策上の問題にして、如何に之を遂行すべきかは全く行政上の問題なりとす。而して凡ての政治上行政上の行爲は之に伴ふ經費を要するを以て、財政學の書に於て之を討究するは寧ろ當然の事なりと云はざるべからず。パスティール教授の此問題を論ずるや、敢て不必要なる細目に涉らず、さりとして皮相の觀察に陥らず、要するに繁簡其宜しきを得たるものなりとす。

次の三卷中に論議せる事項は最も異論多き問題に屬するを以て、世の著者に對する批評も亦頗る盛なるものあり。パスティール教授は先づ第一に歳入の類別を試み、大陸學派の舊分類法即ち歳入を別つて租税と特權收入の二者となすの法を排斥せり。これ吾人の教授に同意を表するを躊躇せざる所なれど、彼が手數

料を排して之を分類的の能力を缺くに因すとなすは吾人の採らざる所なりとす。斯くて彼は歳入を分類して租税と準私経済的收入の二者となすなり。彼は他の場所に於ては之を公経済的收入と稱せることもあり。

吾人は此點に關してバスタープ教授の意見の寧ろ退歩的にあらざるかを疑ふ者なり。尤も彼は近代著述家の分類法の多く自家撞着的なるを指摘すと雖、徐ろに其困難を排除するの勞を取らずして一刀の下に之を斷ち去らんとするは思慮ある行爲なりと云ふを得べきか。手数料なるものが政府事業の收入にあらざることは云ふなでもなきことにて、さりて之を租税の中に編入せんことは教授自身も之をなさず。手数料なる特別の一項目を置くに反對するの結果は愈々困難を増すのみなりとす。例へば學校の授業料の如きは何れの部類に屬せしめんとすか。其産業上の收入にあらざるは勿論之を租税とするも不穩當を免れず。其他結婚免許料の如き執達吏の料金の如き、版權料の如きは抑、何れの部類に屬せしむべきか。頗る其置き所に窮せざるを得ず。著者は後段に至り、租税にもあらず、又手数料にもあらざるものにして屢、経済的收入なる語を繰り返すを見る。而

して彼が其書物の前篇に於て手数料を経済的收入の中に包含せしめたることを忘却したるに似たり。且つ又彼は後段に至りて屢、手数料の意義の租税の意義と相異なることを説くを見る。若し別に手数料なる一階級を置かずとせば、何故に其租税と相異なるを説示するの要ありや。解すべからざることなり。

又教授は経済收入と強制收入との間に截然たる區別を設くれども、強制收入の中に種々の相異なる要素あるを忘れ、一齊に之を租税と見做さんとするに似たり。果して然らば罰金沒收の如きものは之を如何せんとするか。其強制的收入なると同時に租税にあらざることは何人も承認する所にあらずや。抑、亦特別賦課の如きは如何に之を處置せんとするか。彼は之に關して何等の注意をも拂はざるに似たり。之を要するに著者は類別を成るべく簡單ならしめんとして、却つて多くの困難を惹起したるものなりと云はざるべからず。

彼が租税の類別法に關しても亦同様の批評を試むることを得べし。彼は近代著述家の類別法を悉く排斥し去りて、主要税と從屬税の二種に分類するアダム・スミスの方法に復歸せんとす。然れども生存者の財産に對する租税は主要税にし

て、死者の財産に對する相続税は從屬税なりと云ふが如き理由は何人も之を解するに苦まざるを得ず。或は又會社の營業に對する課税を主要税となし、其所得に對する課税を從屬税となすが如きも、等しく不可解の類別法なりと云はざるべからず。彼が實際家に依りてなされたる直接税間接税の區別を論ずるに當りてなせる議論は佛蘭西の例には當て依まれども、英國及び米國の例には相關せず。これ亦指摘すべき點なりとす。

前にも云へる如く本書は全體に於て著者の獨立的思想を發揮すと雖、時としては名稱の上に於て大に獨逸學者の影響を受けたりと思はるゝ所少からず。例へば彼は租税に關して物體主體なる語を用ひ、物體とは之に對して課税せらるゝ物件を意味し、主體とは課税せらるゝ人を意味す。然れどもこれ全く獨逸輸入の思想にして、英國固有の思想にあらず。英語國民が普通に租税の主體と稱する時は課税の目的物にして納税者にあらず。之に反して租税の目的と稱する時は即ち租税を課せられんとする人の意にして物體にあらず。此點に於ては著者の用語法は通常英語國民間に用ひらるゝ言語と正反對なりと云はざるべからず。又

著者の用ふる前方轉嫁、後方轉嫁、一般轉嫁等の語も亦獨逸傳來にして、英國固有の言語にあらず。

然れども斯くの如きことは畢竟するに重大事にあらず。類別法や用語法の如きものは其議論の實質に關係すること大ならず。而して本書の内容實質に至りては、其價值頗る大なるものあり。吾人は著者に向つて充分の讃辭を呈するに躊躇せざるものなり。

官有地收入、政府事業收入等に關する幾多の章を讀過し來れば、資本家としての國家を論ずる一章あり。彼は初代英國學派の自由放任主義と近世獨逸の準社會主義との中間に立たんと欲するものに似たり。斯くて彼の議論は漸くにして一層困難なる租税問題即ち其中心問題に入るなり。

彼は納税者の受くる利益の以て一般課税の基礎とするに堪へざることを論ずるや、頗る詳細にして、且つ當を得たり。之に比すれば、實力主義に關する研究は多少物足らぬ感じを與へざるにあらず。教授は其漠然たることの却つて便利なりと云ふことに關して、辯ずる所あれども、更に根本的理論に溯りて、眞摯なる研究

を試みんとはせざるなり。彼は「同黨の犠牲なるミルの説に就て論ずる所あれども、之を實力主義に結合せんとするに於ては成功せざるに似たり。斯くて彼が累進税に對する議論は最近研究の結果に比して後るゝ所あるが如し。他の點に關しても彼は頗る保守的なる所あり。所得税に差等を設けんとすることはミルの主張に係り、デスレリーの如き政治家の既に之を承認したる所なるに關らず、彼は之に反對せり。相續税に累進主義を適用することは等しくミルの主張にして、今や實際に於て英國に採用せられ居るに關らず、彼は之に賛成せざるなり。他の租税に於て比較的下級社會の負擔重く、上流社會の負擔の輕きを償はんが爲めに所得税に於て累進主義を適用せんことは佛國の保守的學者すら賛成する所なるに、彼は之にも反對するを辭せざるなり。

租税轉嫁に關する彼の議論は最も優秀なるものなりとす。彼は一方に於て一般主義若くは普遍主義の缺點を認むると共に又アダム・スミス及びリカードの絶對主義に賛成せず、主として近世社會の極めて複雑なる事實に注意を拂はんとするものゝ如し。其缺點を擧げんと欲せば、其收益税に關する議論の充分透徹せ

ざることを、獨占業と競争的事業との間にある相違に充分の注意を拂はざりしこと、家屋税を論ずるに當り其占領者に課税する英國法の立脚點よりのみ觀察せること等なるべし。雖、全體に於て之を他の財政學書に比較すれば遙に優秀なりと云はざるべからず。

思ふに租税の普遍性に關する議論は本書中最も不充分なるものならん。重複税の問題は特に聯邦制度の國に於て重要なるものなるが故に、主として英國人を目的として著述せられたる本書に於て其備はらんことを表すは無理なる注文なるべし。雖、國際的關係の愈々密接なる今日に於ては、之に對して相當の主義を拂ふ所なかるべからざるなり。且つ其結論に至つても決して缺點なしと云ふべからず。彼は曰く、最近の結論に隨へば所得税は其居住の國に依りて徴收せらるべく、地租及び財産税は其所在の國に依りて徴收せらるべしと。果して然らば若し所得の土地より生ずる場合に於ては如何にすべきか。或は其財産の全體の物品に依りて成立する時は如何にすべきか。何れにしても著者が重複税の他の種類をば全く看過し去りたるは頗る遺憾のことなりと云はざるべからず。縱令

詳細に之を論述するは紙幅の許さざる所なりとするも、其要領だけは、必ず之を提示せざるべからざるなり。

其次の卷に於て彼は租税の種々の異なる種類に就て觀察する所あり、充分に自己の力量を發揮するに似たり、重要な諸外國の税制に精通し、又専門的の著書を遍く涉獵せるの故を以て、其現在の情態と重なる改革運動に關し最も明白なる判断を與ふることを得るなり、彼は實際上課税の公平を保たんが爲めに課税の三形式を結合するを以て最良の方法なりと思惟せり。

米國に於ける租税の實際問題に關して彼は動産に對する地方税の代りに所得税を起すべしとの議論に反對し、又會社の總收入に對する課税は全然廢棄せんことを希望せり、彼が各聯邦の財源として不動産税と免許料とを以て有望なるものと思惟せるは畢竟するに皮相の見に過ぎず、又彼が相続税は米國の如く家族を以て社會の單位とし、財産を家族の共有とせる國に於ては不適當なるべしと云へるに對して、多くの米國人は同意を表するに躊躇すべし、此議論は彼が他の所に於て云へる、會社に課税するは應てその社員(Members)に課税する所以なり

りと云へることと矛盾するなり、此主張も固より意味明かならず、Membersなる語は株主の意なるか、債券所有者の意なるか、抑亦兩者を包含する意か、要するに米國に於ける如上の租税問題は何れの所にも行はるゝ最も複雑困難なる問題にして、爾かく輕々に解決し得べきものにあらざるなり。

吾人はマステープル教授の書中に幾多の缺點を指摘する事を得べく、又特に米國の學生に取りては全然金科玉條視すべきものにあらざるを斷言するに躊躇せずと雖、何人も之が爲めに寸毫も本書を輕視するが如き傾向に陥らざらんことを望まざるを得ず、その順序は整正し、其議論は正確、其調子は穩健、其判断は正當、其知識は該博なり、吾人は本書が英國に於ける財政問題の科學的研究に資する極めて大なることを疑はんと欲するも得ざるなり。

第拾三章 租税に關する米國諸州の報告書

米國の當局者が其各州及び地方の税制を改革せんとし、試みたる計畫の歴史は之を前後二期に分劃するを得べし。其第一は南北戦争後の十年間にして、第二は即ち最近の十年間なりとす。初代にありては租税の負擔頗る軽く且つ産業も頗る幼稚の情態にありしを以て、課税方法の如きは國民の實際生活と交渉すること甚だ少かりき。此點に於て多少注目し價すべき唯一の報告書は一八四四年を以て發せられたるコンネチカット州の報告書のみ、而も根本的問題に觸るゝことなく、唯二三枝葉の點に關して言議せるに過ぎず。然るに南北戦争後商工業の俄然として勃興するに至り、漸く税制の缺點を感ずることとなり、隨つて此問題に關する討議研究を惹起することとなりぬ。斯くて一八六三年の紐育州の報告に於ては主として事實と統計の蒐集を勉むるに過ぎざりしが、一八六七年以來ペンシルヴァニア、ニューヨーク、ニュージャージー、コンネチカット等の東方諸州に依りて發表せられし報告書に於ては、漸く當時感ぜられ始めし缺點と弊害を除去せん

とするの意嚮を示すに至りしなり。

第一款 ニューヨーク及びマサチューセツ

是等の報告書中の最も有名なるものはダウ・ド・ウエルス氏の執筆に係り、一八七一年より七二年の間に發行せられたるニューヨーク州の報告書にして、之を近代に於ける米國税制に關する議論の出發點なりと云ふも過言にあらず。該報告書は常に豊富なる事實を收むるのみならず、之に關する當時の司法上の態度をも詳細に記述したるものにして、今日に於ても尙其價值を減せざるなり。殊に該報告書に就て注目すべき點は、其始めて一箇の原則を確定せんことを試みたることにして、實際問題に關しては主として動産税に關すること、負債と租税の關係に就ては注意を拂へり。又該報告書は凡ての人に一般に且つ公平に課税せんが爲めには必ずしも凡ての事物に課税するを要せずとなし、現存の動産税を廢して代ふるに占有者に對する家屋税を以てせんことを提議せり。

該報告書は其實際問題の討議に關して最も重大の價值を有すると共に、理論の

點に於ては二箇の缺點を認むるを得べし。その第一はウエルス氏も亦當代多數の英米學者の如く、租稅に關して實利主義を信奉したること是なり。即ち各人の納附する租稅は政府が彼に與ふる保護の代價なりと云ふの主義を固持したるなり。第二は即ち自然按排主義、換言すれば凡ての租稅は自然作用に依りて、終には各人の頭上に公平平均一に賦課せらるゝの傾向を有するものなりと云へる説を持したること是なり。ウエルス氏の實際問題に關する論議を見れば、必ずしも斯くの如き主義を主張するの必要なかりしが如く思はるゝなり。

此時代に於ける他の重要な報告書は一八七五年のマサチューセツツの報告書にして、ニューヨークの報告書と同様の點に注意を拂ひしも、其理論に關する意見はニューヨークの委員と反對にして、實利主義の不當なるを論じ、米國當局者の議論として初めて實力主義を極力主張せり。又自然按排主義を排して、其眞理にあらざることを論證して餘蘊なし。云ふまでもなく是等の議論に於てマサチューセツツの報告書はニューヨークの夫れに比すれば大に近代の學說に契合するものと謂つべきなり。

然るに實際問題に關しては、マサチューセツツの委員は現制度を維持せんことを主張せり。ニューヨーク委員の提案を見るものは何れも其單に動産稅を廢止せんとして、之に代ふる財源の充分ならざる點に向つて故障を感せり。思ふに今後も其適當なる財源を發見せざる限り何時までも然らん。動産稅の缺點を指摘するは可なり。然れども他に之に代はるべき相當の稅源を指示することなくして、之を廢止せんとするは全く別問題なり。尤も其一部の代償としてニューヨークの委員は家屋稅を起さんことを主張す。而してこれ頗る適當の提案なれども、之のみにては充分ならざること云ふまでもなし。マサチューセツツの委員は斯くの如き缺點を認識したり。而も自ら其缺點を補ひ、他の稅源を發見することを認めずして全然ニューヨーク委員の提案を否定し、現制度を以て適當なりと斷定せり。これ頗る非論理的の結論なりと云はざるべからず。故に吾人はマサチューセツツ委員の報告書の價值を認識するに躊躇せざると同時に、其實際問題に關してはニューヨークの報告書に劣るものなりと斷言せざる能はず。

一八六六年のニュー・ハンブリアの報告は大體に於てニューヨークの報告を是認し

たるものなりしが、第一期の税制改革運動は之を以て終りを告げたるものと見做さざるべからず、爾後十年の間接税制に關する世人の注意は全く閑却せられ何等の運動をも見るこゝなかりしなり。尤もニュー・ジャーシーに於ては一八八〇年に、ヴァージニヤに於ては一八八四年に各報告書を發表したりと雖、其議論甚だ有力ならず、敢て世上の注意を喚起するに至らざりしなり。

第二款 イリノイ及びメリーランド

第二期は一八八六年を以て始まり、其問題性質第一期と自から異なる所あり。即ち第一期の問題たりし抵當物件の課税動産税等の事の外、州税と地方税との關係、州際税、法人税、相続税等の問題起り、租税問題は最も紛糾錯綜を極むるものとなり。

一八八六年のイリノイの報告書は其量に於ては茲爾たる一小冊子に過ぎざれども、舊來の税制より一步を進めんとするの希望を發表せる點に於て最も注意すべきものなりとす。諸報告書は州政府の歳入と地方政府の歳入とを全然分離

せんことを主張し、財産税は全く之を地方の歳入に充て、州政府の歳入は之を法人税より得るを以て現制度より生ずる弊害を除去する唯一の方法となせり。此提案は其儘にては實行せられざりしと雖、州政府と地方政府との間に其歳入の財源を全く異にすべしと云ふの思想は税制の上に最も善良なる影響を與へたりき。總財産税——不動産税のみならば更に可なり——を全く地方の目的の爲めに供せんとすることは其賦課税たるの理由のみを以てするも良法案なりと云はざるべからず。何となれば賦課税は州税としては甚だ不適當なればなり。歐洲に於ても、米國に於ても、租税徴收の方法に二種あり、第一の方法は州官吏に於て州税の額を定め、之を各郡に割賦して其負擔を定め、各郡に於ては其負擔額を各納税者に割り當つるものにして、第二の方法は州官吏は單に地方吏員の評價せる財産價格に隨つて其歩合を徴收するものなりとす。米國各州中の多くは其財産税を賦課税とせしが故に、其結果として各郡間に大なる不公平を生じ、殆ど堪ふべからざるに至りしが、若し之を擧げて地方税となすこと、英國及び普魯西亞に於けるが如くならしめば、庶幾くは斯くの如き不都合を免るゝことを得べけん。

なり。斯くの如き事情あるを以て州税と地方税との間に全然區別を設けんとす。該報告書の提案は最も時宜に適したるものなりと云ふを得べし。

其後二年を経てメリーランドの報告書發表せらる。メリーランドの委員中には財政學者にして其内外に於ける歴史と現在の情態に精通せるイリー教授の加はるあり。彼は委員をして其意見を採用せしめたるのみならず、附録として彼が個人的の意見をも發表することを許されたり。彼の意見中には幾多の注目に價すべき思想の包含せらるるを見るなり。

該報告書の本文に於てはメリーランドの直税制度は他州の制度に比して大に勝る所あるを説けり。評價人の選舉せられずして任命せらるるは其不當の壓迫を防ぐに効あり。斯くて郡吏に依りて評價せらるるが故に各、自己の地方の評價を低減せんとするの誘惑を防ぐことを得、各地方間の猜忌嫉妬を除くことを得べし。又州税と郡税との基礎を同うするが故に、各郡は自己の財源を低下するにあらざれば故らに州税の爲めに其評價を低價すること能はざるなり。其缺點を云へば定期評價の法を有せざること是なり。又他州と同じくメリーランドが其

弊害に苦む所のものは動産税の問題なりき。委員等は商人が其店舗に有する物品を評價したる場合には、其帳簿上の商品をば免税に附すべき旨を提案したれども、斯くの如き方法の敢て大なる功を奏せざること云ふまでもなきことなりとす。イリー教授は其附録に於て委員等の提案より一步を進め、動産税を全廢せんことを主張せり。固よりこれ憲法を改正せずしてはなし能はざることなりとす。其他彼が主張の主なるものを擧ぐれば、不動産を州税中より取除くこと、法人税と所得税とを州税の主なる財源とすること、不動産税及び營業税を以て地方税の主なる財源となすべきこと等なりとす。

以上の提案中には多くの注目に價すべきものあり。地方の歳入と州政府の歳入とを分離せしむるの方法に關しては吾人が既に論評せる所なるを以て再び之を繰り返すことをなさざるべし。所得税を新設せんとの提案に對しては勿論多くの議論あるべし。動産税を全く廢すべしとの議論は、米國に於ける租税改革家の多くが主張する所なれども、若し之を廢止したるのみにて、他に之に代ふるものを與へざれば過當に不動産の負擔を増すこととなるべし。他に何等の租税を

も負擔せざるものに課税せんが爲めに、所得税の或る形式を採用するの必要あるべしと雖、之を所得に對する直接税の形式とすべきや否やは疑問とせざるべからず。縦令又所得に對する直接税とするを可なりとするも、其州税とすべきか地方税とすべきか疑なき能はず。所得税を地方税とするに反對するものは、其地方の商業及び人口を減少するに至るべしとするにあり。之を州税とするも、國税とするに比すれば尙同様の傾向なきにあらず。斯くの如く單に所得税を起すべしと云ふも幾多の問題は續出すべし。而して該報告書は之を如何にすべきかに就ては更に言ふ所なきなり。附録中の最も注目すべきものは總財産税の實行上に關する詳細なる批評なりとす。又イリイ教授の所謂自然の獨占より生ずる所のものを各市の財源に供すべしとの議論も亦大に注目すべき問題なりとす。

第三款 メーン及びペンシルヴェニア

一方に於ては此有力なるメリーランドの報告書に刺戟せられ、一方に於ては愈々現制度に對する不滿の度を高むるに隨ひ、諸州に於て續々税制調査委員會の組

織を見るに至り、其結果として報告書の發表せらるるもの少からず、是等の報告書は皆最近の歴史に屬するを以て比較的詳細に論評を試みんと欲す。

一八九〇年の發行に係るメーン州の報告書は税制に關する事實を網羅せる點に於て大なる價值を有す。報告書中に挿入せられたる表には主なる州の人頭税、犬税、鐵道會社、保險會社、貯蓄銀行税等に關する法規の大要を記せり。時としては斷片に過ぎざる所あれども、大體に於て其要を得たるに庶幾し。

之に比すれば報告書の本文は反つて價值を減するの感なき能はず。委員等は最近の經濟學說の論理上正當なるものなることを承認すれども、委員等が實際問題に關して到達せる結論は多く是等と異れる旨を斷言せり。其理由とする所は單に急進に失せんよりは保守に失するを以て勝れりとす。云ふに過ぎず。されば委員等が苦心研究の結果に成れる實際の改革案なるものは、動産税の逋脱を防ぐ方法として、宣誓に依りて詳細なる財産目録を調製すべしと云ふのみ。而して委員等は之が規定に關する法律を起草し、之を以て頗る完全なるものと如く思惟すれども、斯くの如きは極めて陳腐なる舊思想にして其結果に至つては何

人も之を豫言するに躊躇せざるなり。

委員等の思想の何程の價值を有するかは、其財政學に關する知識の程度に由りて之を判知するを得べし、委員等は最も多くの歐洲諸國に於て地價に對する單稅を實行せるが如く記載せる故余は之に對して委員等に説明を求めたるに、意外にも委員等は余が論文の一に於て、此事實を學びたる旨の返書を送れり、其次の頁に於ては委員等の地價單稅と不動産稅とを混同せるを見る、更に又委員等は所得稅を論ずるの條下に於て、財産に課稅したる上、更に財産の所得に課稅するは重複稅なるが故に許容すべきにあらずと斷定せり、吾人は米國の各州の斯くの如き問題の研究を門外者の手に委せず、専門學者及び經驗家に俟つ所あらんことを切望せざる能はざるなり。

勿論該報告書中にも價值ある提案なきに非ず、例へば抵當物の課稅に關しては大に余が意見を採用せるを見る、尤も委員等は之をアマサウカー氏の意見なりと誤解せるに似たり、實際に於てウオーカーは之と正反對の意見を持したり、こゝなり、而して實際の結論として委員等はマサチューセツツの方法を採用するに決

せり、マサチューセツツの方法とは抵當物を不動産と見做し、之に對する租稅は抵當者の雙方に負擔せしむる者なる事は讀者の既に知了する所なりとす、然れども委員等は之に關するカリフォルニアの法律に就ては更に知る所なきに似たり、同州の法律に於てはマサチューセツツの法律に存する缺點を改正する所あるなり、新稅に關しては委員等は傍系相續稅を新設し、法人稅を更に擴張せんことを主張せり、而して其意見中の或者は今や同州の法律として實行せられつゝあるなり、之よりも更に重大なるものは一八九〇年のペンシルヴェニア委員の報告書なりとす、米國諸州中夙に不動産以外の他の要素より收入を得る者に課稅するの法律を眞面目に研究したるものはペンシルヴェニア州のみなりき、過去十五間に於てペンシルヴェニアの歳入に關する法律は他の諸州に比して最も進歩的にして且つ完備せるものなりしが、社會の進歩に伴れて今や切に改革の必要を感ずるに至りしなり。

委員會は八名の委員を以て組織せられしが、其意見を發表せんとするに當りて、互に相一致すること能はざりし結果、四箇の異なる報告書を見るに至りしが、就中

五名の署名せる多数の報告書は最も簡單にして、其内容に至ても甚だ劣等なるものなりとす。随つて多くの注意を喚起するに至らざりしこと故、吾人は之に關して多言を費すの要なければども、順序として先づ其主張の要點に就て一言することとすべし。彼等は關稅に關しては現制度を改革するの必要を見ず、地方稅に關しては各人をして其所有動產の尋問書に答辯せしむるの方法を採らんことを主張す。又凡ての金錢と債權とに課稅し、評價中に記載せざる債權は訴訟に依りて之を得ること能はざることとし、其利子は之を沒收せんとす。要するに多數委員の意見は所得稅中の最も穿鑿的なるものよりも更に穿鑿的なる稅制を制定せんとするものにして、若しペンシルヴェニアの立法部に於て斯くの如き退歩的の提案を採用せば其體面を損すること決して少からず。彼等の意見は何れも經驗と學理の教ふる所に相反するものにして、固より一顧の價なきなり。

自然の結果として他の二箇の報告書は何れも該報告書を攻撃して完膚なからしめたり。委員長自身一個人として其意見を發表せしが、其主意は州政府の收入を削きて地方稅を減却せんとするにあり。即ち彼は州政府が従前よりも一層多

地方政費を負担せんことを希望し、州政府に於て其歳入に剩餘を生ずる時は、是を以て地方の政費を補助すべしと主張せり。彼は又地方稅は商業資金、株券、銀行及び仲買人の總益金に課すべしとの説を主張せり。

アルベルト・ポールス氏は所得稅法の制定に同意を表せり。彼の報告書中に於て注意すべき點は、財產稅轉嫁の結果として生ずる不公平の傾向に就て云爲せる所にあり。彼は又州政府の主なる歳入は鐵道に依ることとし、其他の稅源は之を地方の歳入に委すべきを主張せり。

三報告書中其量に於ても質に於ても最も注目すべきものはジョン・ライト氏の報告書にして、三箇の論文より成り、州稅と地方稅の全體に關する改正整理の提案を包有せり。

ライト氏は州稅に關して十二箇の原則を設定せしが、之を約言すれば一般所得稅法を制定し負債を減却せず、何等の免除をなさず、稅率に差等を設けず、個人と法人との區別なく一般に之を適用すべしと云ふにあり。彼はペンシルヴェニア州が既に實際に於て營業免許料に於て間接所得稅を有し、銀行仲買及び或種の會

社税に於て部分的直接所得税を有することを明かにせり。彼の希望する所は是等の組織を一層擴張し、且つ之を整理するにあり。其方法として彼の主張する所は(一)少數の除外例を以て會社の純益に課税すること(二)商人の賣上高に課税すること(三)營業職業勤務等より生ずる總收入に課税すること。但し穿鑿的行為を防止すべき規定を設けること等なりとす。一方に於て彼は地方税として不動産馬匹、驛馬、牡牛及び車輛に課税し、又或種の免許料を徴せんことを主張するなり。ライト氏の報告書中には幾多の著しき特點あり。其多數委員の報告に對する峻酷なる財産税の不公平を論ずる論法課税の基礎たるべきものは各人の收入にして財産にあらずとの議論、所得税は財産税よりも穿鑿的ならざるとの議論並に州際税の問題中に横はる困難を看破せる識見等は該報告をして從來米國に於て發行せられたる財政問題に關する文書中第一等の地位を占めしむるに足るなり。同時に彼の報告書に就て批評すべき點は彼が最近の學說に通せざるが如く思はるゝと是なり。彼は累進税の問題、永久的收入と一時的收入との區別、重複税に關する論議等は全く是を不問に附せり。又其思想の未熟にして議論の徹底

せざる點も少からざるに似たり。例へば負債免除の點に關して彼の主張する所は有力なる學者の一致する意見と相反せり。又轉嫁論に於ては自然按排主義の再び提起せらるゝを見る。又租税の實利主義及び所得より減却すべき問題に關する議論は獨斷的なりと云はざるべからず。斯くの如き多少の缺點を控除するも本書が米國官憲の報告書中に占むる地位は決して降下せざるなり。最後に今一つの批評すべきことは、米國の如き國に於て所得税を採用せんとするは餘りに樂天的にあらざるかと云ふこと是なり。論者は之に對して如何なる反對論ありや、其行政上に如何なる不都合ありやを思考したることありや、吾人の見る所を以てすれば實際上の政策としては、ライト氏の所謂間接所得税を採用するを以て勝れりとすべし。米國に於ては未だ之を實行したる經驗なしと雖、財産税に反對すること殊に動産税を廢止せんとするに於ては殆ど異論あるを見ず。故に如何にせば能く最も公平に各人の能力に隨つて課税し得るか、は此國に於ける財政學者の一樣に苦心考究する所なれども未だ之に對する答案を發見するに至らず。然れども吾人は此問題を以て到底解釋する能はざるものとは

如何にしても思考すること能はざるなり。

第四款 ニューヨーク及びオハヨー

吾人は一八九一年に於て三箇の異なる報告書に接したれども、何れも重要な價值を有するものにあらず。ポストン租税委員の報告書は主としてマサチューセツ州特有の重複税に關する事項を論議せり。オレゴンの報告書は抵當税法の廢止を要求するの外他に注目し價すべき意見を有せず。ニュージャージーの報告書は委員自身の告白せるが如く不完全なるものにして、殊に大部分は他の報告書の抜萃にして獨立の研究を表示するものにあらず。

一八九三年にはアイオワ州委員の報告書發表せられたれども、何等注目に價すべきものあるを見ず。同年デラウェア州に於ても一の報告書を發表しけるが米國內に行はるゝ種々の異なる傾向を説示せり。デラウェアに於て法人税と免許料とを州税に充て、人頭税、不動産税及び二三の有形動産税を以て地方の歳入に充つることとなりしが、農夫等は之に反對して凡ての動産所有者に課税する方法を

講せんことを希望し、委員の多數は其希望を以て道理ありとなし、金錢投資等の無形動産にも課税すること、各郡の評價を公平ならしめんが爲めに調査所を設くると及び傍系相續税を創定すべきこと等を提議せり。

之に反して少數報告書は痛く無形動産の課税に反對せり。報告書の殆ど全部は一八七一年のニューヨーク報告書及び一八八八のメリーランド報告書の摘要にして主として總財産税の不公平なることを指摘せり。又該報告書は轉嫁の自然按排主義を全然採用しナダム・スミスを以てチャールズ及びウエルスの重なる先驅者なりと云ふに至ては一驚を喫せざる能はず。委員等はデラウェアに於ける農夫等の言に同情を表すると同時に、彼等は同州の現制度を以て他州の制度に比すれば租税の負擔をして最も公平ならしむるものなりと信する旨を公言せり。デラウェアの農夫は斯くの如き同情の言によりて満足すべしとは思はれざるなり。デラウェア州の報告書に比して遙に重大の價值を有するものは、一八九三年ニューヨーク州の議會に於てなされたる二箇の報告書にして、一は税法改正委員の手になれるもの、他は即ち上下兩院の聯合委員によりて作成され、兩者共議論を省

きて唯其結果のみを示せり。
 税法改正委員は他州の報告書は勿論、同問題に關する一般の文書並に主なる經濟學者の意見を綿密に攻究したる旨を述べ、他日是等を悉く論理對照して以て公衆の参考に供することとし、報告書に於ては單に其結論のみを記載する由を記せり。而して其方針として從來議會に提出せられて否決の運命に會ひたる提議は再び之を提起せざることを併記せり。此主義に由りて彼等は其一八七二年の議會に於て否決せられたるの故を以て、家屋占有法に反對せり。而も若し凡ての人が主義を固執したらんには人類社會の進歩は全く杜絶するの外なかるべし。蓋し凡ての改革案なるものは其初めて提出せらるゝに當りては反對せらるゝを常とす。議會に於て反對せられたるは決して其提案の價値なき證據とはならざるなり。彼等は單稅主義に反對し、不動産のみに課稅することすらも承認せず。其理由とする所は不動産所有者のみに租稅の負擔を課するを以て公平の處置なりと信せざるに依る。彼等は又所得稅を以て餘りに穿鑿に過ぐるものとして今日に於て之を實行するは不可能なりと論斷せり。

果して然らば如何にして課稅の公平を庶幾し得べきか。今日に於ては總財產稅は法人稅と相續稅とに依りて補足せられつゝあり。改正委員等は此上法人稅を増加するに於てはペンシルヴェニアに於けるが如く、其地方稅としての財源を失ふに至るべしとの理由の下に之に反對し、又社債券の課稅に對しても、第一今日の法律に於ては自州以外に於て所有せらるゝ社債券に課稅する方法なきこと、第二社債券は既に一度所有者の動產として課稅せられたる筈なること、二理由に依りて之に反對せり。而して法人稅に關して委員等の提議せる所は單に銀行株券の課稅に關して應用せらるゝ徵收方法を他一般の會社に適用すること、並に收益稅の主義を内外の運輸會社に等しく適用することの二事に過ぎず。相續稅に關しては委員等は免除の範圍を制限するの方針を以て聊かの改正をなさんことを試み、又抵當稅の問題に關してはマサチ、セツ及びカリフォルニアの例に倣ひて、是を制定するの利益なることを認めながら、其會て議會の問題となりて消滅したるの故を以て、何等の提案をもなさずして止みたり。
 最後に至りて委員等は現稅法を改正する方法は左の二途に出づべからずと

断せり。即ち一は動産税を全廢するにあり二は實際凡ての動産に公平に課税する方法を講ずるにあり。然れども第一の方法は餘りに急進的なるが故に勢ひ第二の方法を藉るの外策なからん。而して其目的を達せんには中央集權の制度に依りて行政機關を改善するを要すと。改正委員の報告書は甚だ保守的にして物足らぬ所あれども、他の多くの委員會の陷れる誤謬を免れしは以て多とせざるべからず。之に反して上下兩院聯合委員會の報告書は頗る急進的なるものありて存す。聯合委員會の報告は先づ改正委員會の報告に對して、其賛成の點と反對の點を述べたる後、政府の收入を増加するに納税者の負擔を公平ならしむるの目的を以て相續税と法人税に多少の改正を試みんことを希望し、相續税には累進主義を適用し、五萬弗以上の不動産に對しては免除の特典を除くべきことを主張せり。又法人税に關しては株券の市價に課税する代りに其額面價格に課税することとし、以て實際に於て多額の社債を有する會社をして課税を免るゝの方法なからしめんとせり。又州税と地方税との間に截然たる區別を設け互に相侵すな

からんことを期せり。委員等は上記の改正に依りて州政府の歳入を得るに充分なりと信じ、不動産税は之を地方に委せんことを望めり。米國に於ける税制改革の第一着歩は州税としての財産税を廢止するにあり。是は決して新奇の議論にあらず。ニューヨーク、イリノイ、メリーランド等の當局者が其報告書に於て二十年來熱心に主張する所にして、デラウェアに於ては既に之を實行しつゝあることは吾人の夙に聞知する所なれども、ニューヨークの如き一大州の立法府の委員が之を主張するに至りしは實に是を以て嚆矢とせざるべからざるなり。相續税に累進主義を適用すべしとの議論は、之に反對するもの甚だ少かるべし。雖、法人税に關する提案は之に賛成するを躊躇せざるべからず。若し多額の社債を有する會社にして大に成功し、其株券の額面價格以上に昂騰する場合には、市價の代りに額面價格に課税するの結果は大なる不公平を來さざるを得ざるなり。一方に於て改正委員會の社債に課税するを避けんと欲するは餘りに細心にして保守的なりと云はざるを得ず。株券も社債も同一標準に依りて課税する

こととせば法律上の故障も免るゝを得べく、且つ最も公平の結果を得べきにあらざるか。然れども聯合委員会も改正委員会も共に、重複税の問題を解決し、且つ各州間の協約を経るにあらざれば、法人税の公平を期せんことは到底望なしと思考するに似たり。吾人は兩委員会が是等の方法に關して何等の意見をも提起せざるを以て甚だ遺憾とするものなり。

吾人は是より一八九三年のオハヨー州委員の報告に就て論評を試みんと欲す。該報告書は恐らく凡ての報告書中の最上なるものにして、最近出版の財政學書を廣く参照したりと覺しく、其理論上の意見は概ね皆肯綮に當り、其實際問題に對する意見も能く現制の缺點を指摘し、之が改正を企畫するに於て最も妥當なるものあり。委員はオハヨーに於ける動産記入法の如何に無効なるかを示し、之に依りて徴收せらるゝ租税は全額の二分以下にして、其大部分は農業地方に依りて納附せらるゝを説き、斯くの如き方法は全く中世紀の遺物にして、速に全廢すべきものなりと論せり。無形財産に課税せんとするは全く不可能のことなりとす。オハヨー州の或郡に於ては其徴稅費として稅額の三割四分を要せる事實

を示せり。

されども委員等は租税の原則は各人の納稅力に隨つて徴收すべきものなるを以て、何等かの方法に依りて無形の動産に課税することを案出せざるべからず。又租税は各人の所得或は収益を基礎とすべきものなれども、米國の如き團體にありては直接所得税は州税として實行すべからずとせり。該報告書は第一、租税の原則として實力主義を採用し而して財産は以て實力の標準となすに足らずと斷定し、第二、實力の標準としては財産よりも所得を目的とすべきなれども、間接に所得に課税するの必要を認むる點に於て最も注目の價值あるものなりとす。

該報告書の主張を約言すれば當さに左の如くなるべし。曰く、不動産税、有形動産税、相続税等を一層増加し、且つ其範圍を擴張すること、會社に特權税を課すること、及び營業税の組織を創定すること等なりとす。又オハヨー州に於ける法人税の事實に關し、最も興味ある記述あるを見る、他なし、銀行は其純益の一割七分乃至二割三分を拂ひ、市内の不動産は其賃貸料の一割四分乃至二割五分を拂ふに

關らず、鐵道會社は獨り、五分乃至一割二分を拂ふに過ぎずと云ふこと是なり。委員は一八九二年に於てなされたる鐵道會社財産の課税評價と、其總收入と純益との比較株券の市價及び社債を基礎として算出したる會社實際の財産額との比較を示せるが、其結果實に驚嘆すべきものあれども、確たる事實なるに似たり。要するにオハヨー州委員の報告は租税問題に關する最も進歩せる意見を代表するものにして、現制度の改革に向つて最良の方針を指示するものなりとす。

第五款 マサチューセツ及びペンシルヴェニア

次に論評すべきは一八九四年のマサチューセツ州の報告書なりとす。マサチューセツの税制は種々の特點を有するを以て夙に世人の注目する所となれり。今其一の例を云はゞ所得税を有すること、不動産抵當證に課税せざること、他州會社の株主に課税すること等なりとす。委員は此最後の問題に關しては頗る大なる苦心を以て攻究を重ねたれども、其結果依然舊法を維持することに決したりしなり。該報告書は二三注目に價すべき提案を有せざるにあらざれども、大體に於

て財政學の知識に缺乏せることを示し、殊に此點に於て之をオハヨーの報告に比すれば劣ること數等なりとす。例へば委員等はニュー・ヨーク、ペンシルヴェニア等に存在せるが如き法人税の一般制度に關しては何等提案する所なく、且つ所得税を繼續せんことを主張せり。其議論中の驚くべき一節は若し英佛、獨諸國に於て所得税を廢止せんことを企つるものあらば必ず革命を惹起すべしと云ふことなり。若し佛蘭西革命の結果として同國に於て所得税を廢止し、今日に至るまで之を再興するに至らざる事實に想到せば委員の議論の價值も略推定することを得べし。

該報告書中に於て特に吾人が興味を感ずるものは、單税の理論なるものが如何に實行すべからざるものなるかを事實に於て示せる點なりとす。委員等は單税論者自身が農業地方に於ては之に依りて充分の歳入を得る能はざるを認定し、貧弱の町村は他の富盛なる地方の補助を仰がざるべからざる旨を語れるを記し、委員等は此補助金は何れより來るべきかを反問せり。

委員等は相續税に累進主義を適用するの當然なるを主張し、又市債を免税に附

するの非なるを論せり、されど此問題は雙方に相當の理由ありて容易に可否を斷すべきにあらず、最後に委員等は抵當證免稅より生ずる或る結果に關して注意を促し其受抵當者の利益に關して一般世間に想像せらるゝ所は過大に失せる旨を辯せり。

要するに該報告書は賢明なる思想と愚劣の意見と相半せり、而して何等根本的の改革を提議することなく全體に於て聊か人をして失望せしむるものありと云ふも決して誣言なりと云ふべからず、幸にして相續税に關する部分の如き健全の提議は多く採用せられて同州の法律となりたれども他の進歩的の意見は一も省みらるゝ所なかりき、マサチューセッツが其税制に於てペンシルヴェニアの地位に達するまでには尙多くの研究を積まざるべからざるなり。

吾人は是より特殊の興味を有する報告書即ちペンシルヴェニア州の租稅會議の報告書に就て觀察を試むる所あらんと欲す、該會議の性質は一種特異のものにして、今其成立の由來を述べれば、一八九〇年の税制調査委員報告の結果として、一の議案同州の議會に提出せられしが不幸にして否決の運命に會ひしかば、一上

院議員は各種の利害を代表する人士を選擧して再び税制の調査に任せしむべしとの勸議を提出し、其結果農業、工業、商業、運輸業、労働者及び官吏より成る二十四名の委員會を組織し、一八九二年の二月を以てハリスバーグに集會することとなりしなり、該會議は更に特別委員を選定して、(一)州内にある諸種の財産の價格を調査報告すること、(二)米國內にある他州の税制を調査すること、(三)改革の基礎となるべき原則を制定することを擔任せしむる事となせり、是に於て各特別委員は其擔任の部門に關して詳細なる調査研究を試みたる上漸次其結果を發表する事となりぬ、先づ第一に其結果を發表したるは諸州の税制調査委員にして、其報告書の價值は各州の税則を一目瞭然たらしむるに足る三箇の表を調査したる點にあり、而して委員自身に於ても多少の意見を附記したるが、概して健全にして當を得たれども、又誤謬の點なきにしもあらず、例へば所得税は未だ米國內に於ては財政組織の一部をなすに至らずと云ひ、財産税は實利主義の基礎の上に立たざるべからずと云ふが如き是なり、然れども委員等の所得税は選舉せられたる吏員によりては公平に徵收すること困難なりと云ひ、又地價單税制は

貧民に重荷を擔はむしるの結果を來たすべしと云へるは頗る當を得たる觀察なりと云はざるべからず、又委員等は州税と地方税との間に截然たる區別ありて互に相侵すとなきはペンシルヴェニア税制の他に勝れて長所なるを示せり。要するに該報告は其事實を提供せる點に於て其だ重要なものなりとす。續いて發表せられたるは財産評價委員の報告にして、該委員は課税評價格に止まらず、實際價格を調査せんことを試みたり。彼等は其手段として、保險を附せらるべき財産に關しては、其保險價格に由り、其他は種々の機關を利用することとなせり。其結果として諸種の財産の價格に關して詳細なる幾多の表を調製せるが、委員等は是に由りて何等の推論をも試むることをなさず、又其事實に關しても或る程度までの成功なりと云ふより以上に贊辭を呈すべからざるなり。斯くて該會議は調査結了の上三報告書を綜合して全體的の報告を發表することをなさず、之をなす代りに一の議案として之を議會に提出したり。今其重要な點を摘約すれば左の如し。

第一、州郡及び地方の歳入を全く區別せんことを主張し、相續税、仲買税、市債税、及

び或種の免許料を州税とし、不動産税を地方税とすることは依然舊の如くにして變更を加へざれども、主なる商業上の免許料、印紙税、郡吏の手數料、馬車税及び不動産税の一部を州税より郡税に移し、馬匹及び家畜税は郡税より下級地方税に移し、又新たに郡税として會社登記税を起すこととせり。

第二、會社に對する州税を改正して下の如くなせり。會社は其財産の價格に隨つて課税せらるべく、其價格は次の方法に依りて決定せらるべし。株券の市價を基礎とし、是に社債券の市價若し額面以下なる時は其市價を、若し額面以上なる時は額面價格を加へ此總計より、(一)米國法律に依りて免除せらるる不動産の價格、(二)地方政府に由りて課税せらるべき不動産の評價格、(三)州外にある不動産及び有形動産の價格を差引くものとす。若し其會社の線路若くは營業の一部分が他州に延長する場合には其州内にある部分のみに課税せらるべく、以上の方法は製造會社、銀行、建築會社、貸金會社、保險會社及び信託を除くの外、如何なる種類の會社にも、一樣に適用せらるべきものとす。

以上の議案は凡ての點に於て最近の學說と相一致するものにして殆ど間然す

る所なしと雖、唯一つ批評すべきは其不動産を地方税より免除することにて、これ unnecessary の用心なりと云はざるべからず。何となれば州政府と地方團體とは同一物にあらざる共存的の行政區域たるに過ぎざればなり。該議案は一八九五年の議會に提出せられたれども、不幸にして製造業者等の猛烈なる反對を受け、遂に否決の運命に會することとなりたり。

されど此一事を以て該會議がなしたる偉大なる事業の結果を判断せんとするは大なる早計たるを免れず。斯くの如き會議に於て斯くの如き事業を成し遂げんとするは全く新奇の經驗に屬すれども、其精神に至つては全く健全正當なるものと云ふことを得べく、假令實際の結果として見るべきもの甚だ多からずと雖、これ人性の有する弱點にも依るべく、又其事業の性質の非常に困難なるにも依るべく、決して該會議のなしたる功績に向つて批評を挿むべきにあらざるなり。今日に至るまでペンシルヴェニア州は米國税制改革の事業に於て常に其先導たるの地位を占有し來れるとあれば、吾人は他日該會議のなしたる事業が一大効果を齎すの日あらんことを期待して些の疑惑をも挿まざるなり。

之を要するに米國に於ける税制改革運動は徐々に而も確實に正當の方針に向つて進行しつゝあるを見るなり。而して其到達すべき最後の形體は今や畧之を彷彿し得べきに似たり。即ち州の歳入と地方の歳入とを全然區別すべきこと、州政府の歳入は主として法人税及び相続税より之を得べく、地方の歳入は不動産及び他の課税物件より得べきこと是なり。

吾人が接手せる報告書の大多數は、何れも唯動産を課税目中より取除くのみにて税制改革の目的を達し得べきにあらざるを認め居れり。又州税或は地方税として所得税の不適當なるを認め之に代るべきものを求め居れり。又抵當税の或る形式の新税制の一部たり得べきこと、法人税と相続税を一層改良することに依りて動産の或る部分に課税し得べきことも認められ居れり。然れども報告書の多くは以上の諸税目に由りて課税せられざる各人の納税力に達せんが爲めに、或種の附加税を設くるの必要に至つては未だ之を認めざるものと如し。然れども動産税廢止の必要を感ずる度の進むに隨つて右の必要を認むるに至るべし。吾人は終りに臨みて報告書の多くが正當の方針に由つて進みつゝあるを見

て愉快を感ずることを是に明言せんと欲す。吾人は報告書に現れたることの外、尙他に注目すべき問題あるを信ずるものなれども、其大體に於て吾稅制改革に裨補するの大なるを認めざる能はざるなり。

租 稅 論 終

租 稅 論

非 賣 品

(第三十三回配布分)

明治四十三年十二月五日印刷
明治四十三年十二月十日發行

編輯兼發行者

大日本文明協會

右代表者

磯 部 保 次

印刷者

神 谷 岩 次 郎

印刷所

東京印刷株式會社
東京市日本橋區兜町二番地

東京市京橋區南鍋町一丁目二番地

大日本文明協會

電話新機 二四五八
三九三六
振替貯金口座 東京一三七〇〇九二六



發 行 所

大日本文明協會役員

本會會長

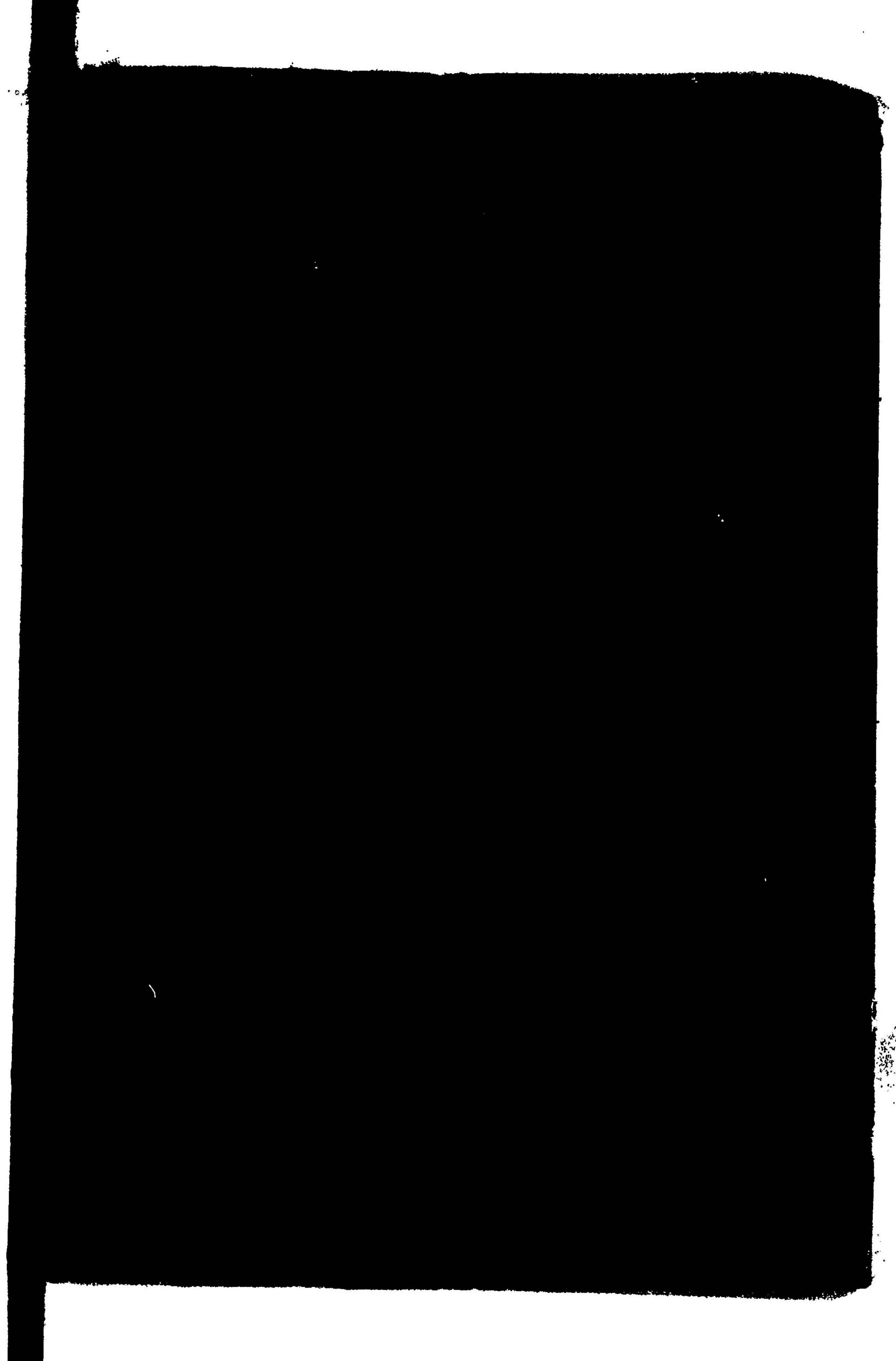
伯爵

大隈重信

(イロハ順)

- | | | |
|--------------|------|----|
| 東京帝國大學文科大學教授 | 文學博士 | 井上 |
| 東京帝國大學農科大學教授 | 理學博士 | 石川 |
| 東京帝國大學農科大學教授 | 法學博士 | 和田 |
| 東京高等師範學校校長 | 法學博士 | 嘉納 |
| 早稻田大學學長 | 文學博士 | 高田 |
| 早稻田大學教授 | 文學博士 | 坪内 |
| 東京帝國大學文科大學教授 | 文學博士 | 上田 |
| 早稻田大學教授 | 理學博士 | 淨田 |
| 東京帝國大學農科大學學長 | 工學博士 | 松野 |
| 東京帝國大學工科大學教授 | 文學博士 | 真宅 |
| 「日本及日本人」主幹 | 文學博士 | 三宅 |
| 東京帝國大學文科大學教授 | 文學博士 | 元良 |
| 實業學務局長 | 法學博士 | 浮山 |
| 本會編輯長 | | 杉山 |
| 本會編輯主任 | | 江藤 |
| 本會理事 | | 磯部 |
| 本會理事 | | 保哲 |
| | | 次藏 |
| | | 義民 |
| | | 郎郎 |
| | | 二吉 |
| | | 民年 |
| | | 藏苗 |
| | | 郎郎 |
| | | 三松 |
| | | 代次 |
| | | 千哲 |
| | | 垣治 |
| | | 早雄 |
| | | 萬和 |
| | | 直文 |
| | | 二文 |
| | | 次二 |
| | | 和重 |
| | | 重和 |
| | | 哲重 |

| |
|----|
| 78 |
| 98 |



78
98

040702-000-7

78-98

租税論

エドウィン・ロバート・アンダーソン・セリグマン/著

M43.12

BDE-0398



